

平成26年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成26年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	19番	大貫	千尋	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

14番 海老澤 勝 君

出席説明者

市長 山口 伸樹 君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	橋本 正 男 君
総務部長	塩畑 正 志 君
市民生活部長	山田 千 宏 君
福祉部長	櫻井 史 晃 君
保健衛生部長	安見 和 行 君
産業経済部長	神保 一 徳 君
都市建設部長	竹川 洋 一 君
上下水道部長	藤枝 泰 文 君
市立病院事務局長	打越 勝 利 君
教育次長	園部 孝 男 君
消防長	橋本 泰 享 君
会計管理者	中庭 要 一 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕 市 君
高齢福祉課長	鷹松 丈 人 君
高齢福祉課長補佐	岡野 洋 子 君
高齢福祉課長補佐	長谷川 康 子 君
市立病院事務局	三次 登 君
財政課長	石井 克 佳 君
財政課長補佐	木村 成 治 君
資産経営課長	笹ノ間 宏 君
資産経営課長補佐	磯野 浩 宣 君
企画政策課長	後藤 弘 樹 君
企画政策課長補佐	山崎 由美子 君
秘書課長	友水 邦 彦 君
秘書課長補佐	太田 周 夫 君
農村整備課長	池田 昌 美 君
農村整備課長補佐	内桶 秀 男 君
管理課長	鯉 渕 賢 治 君
管理課長補佐	小松 哲 治 君
市民活動課長	内桶 克 之 君
市民活動課長補佐	中庭 聡 君
子ども福祉課長	中村 一 男 君

子ども福祉課長補佐 入江 康彰 君
建設課長 市村 勝巳 君
建設課長補佐 横手 誠 君

出席議会事務局職員

議会事務局長 石神 節子
議会事務局次長 飛田 信一
次長補佐 渡辺 光司
係 長 瀧本 新一

議事日程第4号

平成26年6月12日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。

本日の欠席議員は14番海老澤 勝君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番萩原瑞子君、16番中澤 猛君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を続けます。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式の選択制といたします。

なお、質問は質問事項順に質問をし、項目ごとに質問を完結した後に次の質問事項に入ってくださいようお願いいたします。発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間は30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問いたします」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） おはようございます。13番市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、先の通告に沿って一問一答方式で質問をさせていただきます。

さて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という、非常に長ったらしい名前の法律、略して「地域における医療介護一括改正法案」といいますけれども、この法律が与党の強行採決によって衆議院で可決をしてしまいました。6月22日までの今国会会期内に成立をさせるというのが与党の方針ですから、間もなく参議院を通過し、成立するのは間違いないかと思えます。

今から11年後の2025年に、団塊の世代が75歳以上になり、その数は2,500万人、実に国民の5人に1人が後期高齢者という未曾有の超高齢化社会に日本は突入してしまいます。いわゆるこの2025年問題を見据えた法律であるところに最大の特徴があります。従って、こ

の法律の内容も、これまでに慣例のない医療法と介護保険法の改正案をセットで議論するようなもので、性質の異なる分野の法改正をまとめて審議することへの違和感、あるいは膨大な内容の法律案にもかかわらず、余りにも審議時間が短い等々の批判もあり、私自身も納得のいかないところが多々ございます。

しかしながら、ここは市議会ですので、この法案のよしあしではなく、この法律案が成立した場合に笠間市にどういう影響が及ぶのか、また、どういう対策を考えなければならないのかということについて、項目を絞って質問をさせていただきます。

まず、この法律の最大の目玉とも言える項目であります。介護保険の要支援1と2の方を保険給付の対象から外し、2017年までに各自治体の地域支援事業に段階的に移行していくということについてであります。全国で要支援1と2の方は約152万人、認定者の4分の1を超えております。

当市でも、要支援1が239人、2の方が354人、合計で593人いることが先回の定例会の共産党さんの質問に対する答弁の中で明らかにされております。あわせて、この移行に伴い、地域格差が生じないように、住民のニーズにあった施策を検討していきたいとも答弁をされておりますが、訪問介護と通所介護、これらが具体的にどういう形で笠間市の地域支援事業に引き継がれるのか、そして、現在の給付サービスの水準が維持されるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、13番石松議員のご質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、今国会で介護保険法改正案が成立いたしますと、要支援1・2の訪問介護、通所介護を該当している方が地域支援事業に移行することになります。今までの給付事業から地域支援事業に移行することですけれども、サービスの担い手としましては、既存の通所介護事業所、訪問介護事業所、また今サービスを行っていませんけれども、介護予防事業を実施する事業所、またボランティア団体に働きかけをしまして人材確保に努めていただき、サービスの調整を図りながらサービスの水準を確保していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） その中身なんですね。実は、この法案を見てもみると、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の中でこれまでの介護予防事業、2次ですから認定の恐れのある高齢者を対象にした予防事業の方なんですけれども、これと今おっしゃった地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業ですね、これは前回23年ですか、の法改定で導入されたものなんですけれども、こちらの方がなかなか全国では実施をされていないと。国の調査によりますと、28市町村しか実施されていないというようなデータも出ているんですけれども、これと先ほど申し上げました介護予防事業を再編をして、地域支援事業にして、先ほど言った要支援1・2の方も受け入れるということになるんで

すが、この介護予防日常生活支援総合事業というのは当市ではやられているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 実施しております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、先ほど福祉部長が答弁されました通所・訪問介護の……。

○福祉部長（櫻井史晃君） 申しわけありません。地域支援事業の方ですので、申しわけありません、実施しておりません。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） それでは、この次の質問が変わってまいります。実施していない中で、どういう形で要支援1・2の方を受け入れてそのサービスの水準を維持しようと考えられているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 先ほども申し上げましたが、既存の通所介護、また訪問介護の中で、改めて29年までの移行ということですので、施設の中に人材を確保していただきながら、サービスの事業の供給者として対応していただきたいと考えております。

また、地域の中で行っているボランティアの方であったり、現在社会福祉協議会の中で行っている在宅福祉サービス等のサービスもございますので、その中での協議の中でサービス水準を引き上げる受け手として確保していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 法案の審議の中でも非常に心配されているのは、現在、要支援1・2の方が通所なり支援事業を受けている、その支援事業を提供しているのが事業者あるいはプロの方であるものが、ボランティアの方にかわった場合に、提供する支援の中身が質が非常に下がるのではないかという、そんな不安の声も出されておりますが、ぜひともそういうことがないようにしていただきたいということです。

あわせて、もう一つ財源のことが気になっているんですが、この財源については法案の中ではきちんと今までの事業に充当していくために地域支援事業に移行した事業については、保険者である市の方に財源についても移行していくというような話になっていますけれども、実は、この法案の中身を見て、財源の計算の仕方を見ますと、介護予防サービスの伸び率が5%から6%の間なんです。これが後期高齢者人口の伸び率の3から4%に抑制をしていきますというようなこともあわせて言われているわけですね。これは計算すると、単純に2%減ってしまうんじゃないかということです。ということは、国からのお金がこの2%分減る可能性もあるんですが、こういうことが起こった場合も、当市としてはぜひとも事業水準を維持するために予算措置を考えていただきたいと思いますが、この辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この法案の改正によりまして、現在笠間市では高齢者の保険計画、介護保険計画を見直しているところです。議員ご指摘のとおり、10年間の計画の策定ということがありますので、その中で、3年間の介護保険事業の給付内容であったり、保険の水準を見直すことになっております。その中で、需要と供給の関係の負担割合等も見直していかなければならないところの大前提の財源も注視しながら、水準を確保できるようなということで検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。よろしくお願ひしたいと存じます。

それからもう一つですが、特養の入所基準が原則介護3以上にするということもこの法案の中に含まれておりますけれども、そうなった場合、現在笠間市内で入所している方で退所する、せざるを得ない、あるいは入所希望しているのに入所ができなくなるという人は出てこないのかどうかお尋ねします。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 今回の改正によりまして、特別養護老人ホームの入所基準につきましては要介護3以上ということになりましたが、現在入所している方で、要介護1・2で入所している方につきましては、そのまま従前のおり入所できるということになっておりますし、これからの問題点だと思いますが、現在、要介護1・2で入所希望をされている方で待機者の方で40名ほどいらっしゃいますが、その方が今後どうなるのかということ、このまま各施設の入所検討委員会の中で入所について判定していただくということの経過措置になっていくものだと思いますので、空きを待つという状態は変わりありませんが、現状のまま推移するものと考えております。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 待っていても今度特養ができますので、皆さん入れることになるんだと思いますが、この法律の、私は改悪だと思いますが、政府的に言うと改正なんですけれども、改正によって入所希望されている方ができなくなるということはないというふうに私も理解をさせていただきたいと思ひます。

政府の中では、特養を利用している要介護1・2の方には、低所得の高齢者の住まい対策事業というのがあって、そちらの方で社会福祉法人だとかNPOが運営主体で空き家などを利用した高齢者ケアハウスとか、そういうところで診れますよという答弁があったんですけれども、当市ではそういうふうにならないというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 施設入所を希望されている要支援の方については、審査会、また、その後の審査会で通りまして、各施設に入所検討委員会の中で判断するということ

です。その中で違うサービスがどうだということは市としては考えておりません。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 安心をいたしました。それでは、次の質問へ移りたいと思います。

介護健診クラウド事業の進捗状況について、伺いたいと思います。

昨年の6月議会で、地域経営型包括支援クラウドモデル事業について、マイナンバー制度をにらんで統合データベースかできなのかということ、さらには、9月の議会では、オープンデータ化に結びつけることはできないのかということ質問をさせていただきましたが、残念ながら、簡単に申し上げますと、この事業については3億円の国税を投じる、いわゆる国、総務省の実証実験事業であるため笠間市のものではないということで、そういうことはできないんだという、そういうようなご答弁でございました。

しかし、今般この実証実験も終わりました、いよいよ10月から介護健診クラウドが本格稼働するというところでございます。そこでその事業の具体的な内容について簡単にご説明をください。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護健診ネットワーク事業につきましては、高齢者の方々が住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送るという体制整備のためということがありますので、このネットワークの中には五つの情報を網羅することとしております。

まず、その中では、個人情報の取り扱いについては、当然同意のもとに使用するということになっておりますが、一つ目としましては、主治医意見書、認定調査表の介護認定情報、二つ目に市民の健診情報、三つ目に調剤薬局からの投薬情報、四つ目に介護支援専門員や介護関係事業所からの介護サービスの情報、五つ目に見守り支援、救急医療器とかかかりつけ医の情報ですが、などの情報を網羅します。

また、ネットワーク上での掲示板機能につきましては、四つの運用を検討してございます。一つ目としましては、利用者ごとの介護医療サービス関係者間の情報共有、二つ目に関係事業所全体の情報共有、三つ目に利用者及び利用者家族と関係事業所間での情報共有、最後に、市民の方に向けた情報発信ということでございます。今後、さらに協議を重ねまして、10月の実施運用に向けて調整を行っていく予定となっております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 前回の質問でも申し上げたんですけれども、これは個人の同意のもとに情報がクラウドに載っていくわけですが、この同意は前提としてですが、この情報の数、あるいはこのクラウド事業に参加する事業所、これはこの事業が成り立つような数が集まったというふうに判断してもよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在、こういう情報を整備していきますよという環境が整ったということです、これから参加する医療機関であるとか、事業所について呼びかけをし、より多くの市民が利用しやすい数を確保して実施していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） これからだということなんですね。これからの中身で、個人情報の保護の管理についてなんですが、これはどこでだれが管理するのか、この保護に関する運用の規定についてはどのようになっているのかご説明いただけますか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 市で個人情報を管理ということになりますので、情報審査会等において市で管理していきます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 市でやるのはわかるんですけども、市のどこでやるのか、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 市で所管する住民情報につきましては、それぞれの所管で保有しているものを責任を持って情報管理をするということになります。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。一括して担当する部署があるとか、そういうことではないわけですね。情報ごとにそれぞれの所管が管理をするということですね。

それからもう一つ、先回の質問の中でお尋ねするんですが、参加事業所、これからいろいろ宣伝もされていくんでしょうけれども、参加した場合に、手持ちのアプリケーションでデータを活用したいというふうになった場合、このアプリケーション、非常に開発にお金がかかるからそこまではできないよというお話はお聞きはしているんですけども、こういうアプリケーションの開発だとか、この連携基盤プラットフォームの汎用性ですね、これについてはどのようになるんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 個々の事業所で自分のアプリの活用ということですけども、基本的にその活用については認められないということですので、このネットワークの中で活用していただければと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。認められないということは余り汎用性がないということですね。クラウド上で、掲示板等々もあるんでしょうからそういう中で利用していくしかないということなので、ちょっと残念な気はしますが、これからマイナンバー制度も入ってきますから、ぜひともその中で汎用性は広げていただきくことを考えていただきたいなと思います。

その意味で、マイナンバー制度が今度入って具体的に進みますが、こちらの方との連携というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 個人情報に関係もございまして、マイナンバー制度との連動というのは現在実施できない状況になっております。ただ、マイナンバー制度をとらえまして今回のクラウドですけれども、マイナンバーを導入できるように将来的には医療IDが整備されて、医療機関とか、介護保険事業所が利用可能な一つの番号として、いわゆる「空き」を設けておくというようなところで対応してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。連携に向けて何とか準備はできると、連携ができるというような準備されているというふうに理解します。

ただ、国でも、厚労省の中で議論が始まっています。医療情報について、これ、番号をつけて、これをマイナンバーと連携させるのかどうかということも含めて、今議論が始まっています。

一方では、2018年までに医療情報連携ネットワークの全国展開を図ろうというような話も出ておりました。工程表等々見させていただきますと、もう既に2014年、15年度から始まるような話も私はお聞きしているんですけれども、ぜひとも医療情報の全国ネット化、こういうものにも使えるようにしていただきたいんですけれども、そのようにもなっているという理解でよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 民間で使えるのはその目標ということで、2019年からということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

厚生労働省の方の中で、この件につきまして検討は進められているというのは承知しております。もうそろそろですか、年内にはマイナンバーとの連動について中間取りまとめを行うというようなことも情報の方で入っておりますので、できるだけ市民が持っている情報が安全に効率的に提供できるような体制がなるべく早くできるようにと思っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 簡単に言いますと、せっかくこの事業をやっているわけですから、これから医療情報の全国ネット化、あるいはマイナンバー制度との連携という話も出てきますけれども、そういうときに無駄にならないように、これが活用できるようにということで、ぜひとも市民の大事な税金を無駄に使わないで済むような形で進めていただきたいということをお願い申し上げまして、市立病院の方の質問に移らせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 質問どうぞ、続けて。

○13番（石松俊雄君） 医療機関は社会保険診療報酬が非課税でございますので、患者

さんからは消費税を受け取っておりません。

一方、医薬品だとか、診療材料の仕入れ、医療機器の購入に当たっては消費税を払わなければなりませんから、多額の控除対象外消費税、いわゆる損税と申しますけれども、この負担をしています。

笠間市立病院では、収益的予算で年間1,000万、資本的予算でも年間1,000万、合計2,000万の損税負担をしている。これが8%になると、年間600万円の負担増、さらに10%になると年間1,000万の負担増となると、昨年の6月議会でご答弁をいただいております。

今般の診療報酬改定では、消費税増税に伴う薬価や医療材料の仕入れ負担増などへの対応として、診療報酬本体0.63%、薬価医療材料分として0.7%、合わせて1.36%ふえています。しかし、消費税増税分を加味しなければ、診療報酬の本体はわずか0.1%の引き上げで、薬価、医療材料分は逆に1.36%引き上げとなっていますので、ごちゃごちゃ言いましたけれども、結論的にはマイナス1.26%の引き下げになっているわけですね。これでは、この診療報酬改定を受けても、実質上の市立病院の損税負担は解消しないと思うんですけれども、現状について改めてお伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 石松議員のご質問に答弁させていただきます。

消費税の増税にかかわる損税負担につきましては、医療機関はおっしゃるとおり、医薬品、あとは診療材料、医療機器などの購入時に消費税を支払っている状況でございます。

今回の診療報酬改定がありましたが、当然診療報酬は非課税であるため、患者さまに直接転嫁するということとはできません。消費税に関しましては、実質的には医療機関の負担という形になっております。

市立病院の平成25年度の決算額での消費税を申し上げますと、消費税5%で約1,200万円、8%で試算しますと1,920万円となります。増税による負担額は720万円となります。

今回の診療報酬改定による影響ですが、厚労省の方の消費税負担という部分の病院に關しましての提示していただきました診療報酬の基本料の見直しという部分では、初診料で120円、再診料で30円の入院基本料の平均2%引き上げということがございました。

これらの引き上げ分を平成25年度の患者数で実績を試算しますと、医療収益で約330万円の増となりますが、消費税増税による負担額が720万円でございますので、診療報酬の引き上げ分は増税額の半分にも満たないような状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。前回の質問で取り上げたときに、事務局長の方は経営努力もしますということもおっしゃったんですけれども、これは制度的に出てくる、私は損失だと思うんですね。この損税負担については、経営努力の問題ではなくて、構造的な問題として一般会計からの基準外繰入金の中ですね、病院運営補助金というのがございますけれども、そちらの方で私は加味をすべきものではないかなと思います、そちら

の方の判断はどのようにされているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 先ほどの答弁の中で、前回お話した部分で、経営努力という部分は消費税、当然病院の方で物を買っておりますので、そういう購入費の部分の交渉をしまして、いかにでも原価的な部分を安くして消費税の負担分を軽減するという内容です。

あと現在、市の方から財政の部分で病院の方を援助していただいている部分が約5,000万という形で入っておりますので、その中の部分で病院の方の損税部分といわれる部分を対応していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。決算、予算等々を見るときに、その辺については私どももきちんとしてらえて分析をしていきたいと思っておりますので、執行部の方の対応もぜひとも制度的問題として対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

あわせて、消費増税ではなく、今回の診療報酬改定による影響についてであります。これが亜急性期の病床が9月でなくなってしまって、地域包括ケア病棟が新設をされるということだとか、あるいは訪問診療の際、在宅時医学総合管理料というんですか、専門用語で、そのお金が1人月当たり5万円であったのが、同一の建物に入居して初回訪問を診療する場合、1日2人以上になったら、この5万円が1万2,000円、約4分の1ですか、に引き下げられてしまうというような診療報酬改定の中身がございます。そういう意味で、市立病院に与える影響もあるんじゃないかなと思うんですが、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 地域包括ケアベッドの方なんですが、こちらの方は実際も今まで病院の方は急性期という病床でしたので、当然そこは出来高払いという形になっておりました。

病院の方は、特に県中央病院さんとまた違いまして、急性的な患者がそうおりませんので、入院単価の方非常に安くなっております。その金額と比較しまして今度の地域包括ベッドの方は包括という形になりますので、単純に計算しますと1日当たり8,000円程度上がるような形になります。ただ、出来高払いの部分で考えます部分で考えますと、当然医薬品、あとは検査、そういうもろもろが全部含まれたという金額になってきますので、病院としては病床を変更することによって収益的な部分はふえるという試算を一応しております。

あと、在宅に関しまして、診療報酬改定に伴いまして、グループホームとか施設等に訪問する際、1日当たりの対応する患者さんの数という分の制約が今回できましたが、今まで病院の方では施設等には伺っていない状況もありまして、行ったとしてもそこに患者さ

んが1名しかいなかったという状況もありますので、その影響に対する減算的な部分はありません。今基本的な部分ですと、やはり在宅を1件でも多く市民の皆さまの期待に沿うような形で伺っていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 訪問の方は施設に行つて、本来訪問しない、在宅じゃなくてもいいような患者さんも訪問診療させて、そして施設の事業主が訪問診療していただいている病院にバックマージンを払うという、そういうような不正をやっているということを防ぐということでこの制度が導入されたというふうに聞いておりますが、市立病院ではそういうことも当然ないでしょうし、今の現状の中ではこの制度の影響はないというふうに伺ったので、非常によかったかなと思います。

それと、地域包括ケア病床の件については、ある意味、市立病院が先取りをしてきたことの表れではないかなと思いますね。だから今回の診療報酬改定の方がやっと市立病院の事業に追いついてきたという意味では、私は市立病院にとっては環境はよくなってきているのかなというふうに判断をいたします。

そこで基本的設計に向けた検討状況についてなんですけれども、行政機能の併設については、地域包括支援センターだとか、保健センターを併設するというのを伺っておりますけれども、病床機能だとか、訪問介護、リハビリ、それから医学生、看護学生の臨床研修等の教育、検討課題が幾つか残ってございましたけれども、そちらの方の検討結果、検討状況についてはどのようになっているのかご説明をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 残された課題という形になるかと思いますが、現在、市立病院建設基本計画案を今作成中です。行政機能の併設については、保健センター、あとは地域包括支援センター機能、あとは病児支援機能ということをお院に併設するという形で固めてまいります。

また、病床機能は現在、急性期から地域包括病床に転換するという形で地域包括病床という形の急性期から転換する形の病床を設定してまいります。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、基本設計に向けて新しい病院の機能の中身については決まりつつあるということなんですか。この決まりつつある内容についてはいつごろオープンに私どもの方にはしていただけるんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 現在作成しております市立病院建設基本計画書案につきましては、6月中に庁議の審議を経まして、部会文教厚生委員会、あと全員協議会の説明を行った後、パブリックコメントを実施しまして、基本計画を策定し、9月までの基本設計という形で計画をしておりますので、一応、議会文教厚生委員会の方には来月辺り

にご説明したいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 日程の方は了解いたしました。

機能の中身について、庁内でもう議論が始まっているということなんだろうというふう
に思うんですけども、今回の、先ほど申し上げました医療介護一括改正法、すごい長っ
たらしい名前がついていますけれども、これには非常に大きな特徴があって、私どもはち
ょうど小泉構造改革のときに救急車のたらい回しということがあって、やっぱり救急の
方々がきちんと、たらい回しをしないで対応するために、重篤な患者さん、重症の患者さ
んを診るベッド、これが7対1看護、7人の患者さんに対して1人の看護師さん、今の市
立病院は10対1ですから10人に対して1人の看護師さんという状況なんでしょうけれど、
重症な患者さんを診るベッド数をふやそうということで、7対1看護というのが導入を小
泉構造改革のときにはされたんですね。

ところが、それ以降8年たって、こちらの方に手厚く診療報酬、点数が加算をされたた
めに8倍もの数にふえてしまって、ふえ過ぎちゃった。ふえ過ぎちゃったんで、今度は地
域包括ケア病床を導入して、こちらの方の7対1の看護の方を減らして行って、在宅支援
ができる方の病床をふやしていこうというような内容になっているのが、私は今度の診療
報酬の改定であり、医療法制の改定の中身なのじゃないかなというふうに思うわけです。

そういう意味では、先ほど申し上げました団塊の世代の方が75歳以上になっていく、そ
ういう中ですべて病院の中で医療を診るのではなくて、在宅で病気を治していけるよな、
そういうような医療環境に国全体で変えていこうという、そんな方向性が感じられるのか
なというふうに思っています。そのことについては病院の建設協議会の答申の中にも触れ
られておりますし、そういう状況を踏まえてあのような答申が出されて、その状況にあっ
た30床の市立病院が今度は新築されていく、そういうふうに理解をしています。

ただ、私はもう二つ問題を感じているんですね。今回の法律で「地域における」という
言葉が法律の頭についています。これで私が思うのは、やっぱり地域での体制づくりとい
うのをきちんと国で全部見るんじゃないかと、考えていけよというような意味合いも含まれ
ているんじゃないか。その証拠に、今度病床の機能別に病院が県に対して報告をしなければ
ならないという報告制度が今度の法律改正の中で導入をされます。その報告に従って県
は地域医療ビジョンというのをつくらなければならなくなるわけですね。

そしてもう一方では、消費税が上がって、消費税は全てもう使い道が決まっていますか
ら、社会保障の充実に使えるのは値上げ分の1%しか残ってないんですけども、この1%
をどう使うのかということで、この地域医療体制、地域医療ビジョンについては早急に結
論を出して行って消費税をどう使うかという議論にリンクをさせていかなきゃいけない、
そんな動きが私は国の中にあるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

そうなった場合、報告制度の中の文章を見ますと、高度急性期、急性期、回復期、慢性

期の四つの病床に区分をして報告をしなければならない。その報告に基づいて、ここと言えば水戸保健医療圏の地域医療ビジョンが県で計画を立てられるわけですね。

ところが、今度の市立病院は地域包括ケア病床になるわけですが、この地域包括ケア病床というのは、先ほど私が申し上げました高度急性期、急性期、回復期、慢性期、どこにも出てこないんですが、この報告制度が入った場合、市立病院というのはどういう形で病床の機能については報告をされていくのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議員のおっしゃるとおり、地域包括ケアという部分は、他職種も含めて、この地域ですと、例えば笠間の中では県立中央病院さん、あとは民間の病院さんという形で、当然うちの病院も含めた形で機能分化を求められ、それから役割も当然求められる形が今国が示されている内容だと思います。

当然、その中で今回10月から病院の状況を県の方に報告するんですが、その中は病院の方のレセプトというところで診療報酬の内容を報告するような形になってきます。ということは、病院の全てがそのデータの中でわかってしまうということになりますので、県の方はそのデータを集めまして、笠間地区も含め水戸医療圏の方で医療はどうするのかという部分を考えていくと思います。

当然、病院の方も今回地域包括ケア病棟・病床というものをつくる方向であります、この病床は回復期という部分に入ってくるような形になりますので、四つの分類に分けた中では回復期という機能に含まれます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、回復期になるということは、中央病院からの急性期の病床からの、退院はしなきゃいけないけれども、もう少し治療を受けたほうが良いという患者さんを市立病院は受け入れるということと同時に、地域包括ケア病床ですから、在宅の方ですよね。在宅の方が緊急に具合が悪くなったときに、そういう緊急的なものも市立病院で受け入れなければならないというような、そういう病院として指定をされる、あるいは市立病院の方からそういう病院になろうということも出すんでしょうけれども、そういうふうになっていく、水戸保健医療圏の中でそういう位置になっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） となると、やっぱり私は地域包括センターとの連携というのが大きなポイントになってくると思います。これも地域包括ケアの質問をしたときに、やっぱりなくてはならないのは24時間介護体制ですね。自分の在宅で、自宅で病気を治そうとするのであれば、治療をしようとするのであれば、それから慢性期的な症状でずっと生活

をしていくのであれば、それを24時間ケアできるような在宅の医療介護体制というのが求められてくると思うんですけども、法律で言うと、定期巡回臨時対応型訪問介護・看護というふうな言葉が使われているみたいなんですけど、こういうことも新しい病院をつくるときに、機能を決めるときに、こういう視野も私は一つ必要ではないかなというふうに思うのが一つなんです。

それともう一つは、子育て支援事業との連携ということで、病児保育の支援というのが議会の方に示されている文書の中にはございました。この病児保育なんですけれども、子育て支援の場合、病児保育だけが子育て支援ではございません。私は、救急の問題ですね、今平日の夜間と日曜日、市立病院でやっていただいておりますけれども、実は県立中央病院の方が永井院長先生の「断らない救急」という先生のポリシーもあるからなのかもしれませんが、水戸医療圏の中で、日赤だとか、国立医療センターだとか、済生会というのはなかなか救急を受け入れてくれない。そういう人たちが全部中央病院に回ってきて、非常に中央病院は大変な状況になっているんですね。

残念ながら、笠間の市民の方もレントゲンだとか、検査だとかは市立病院ではできないので、直接市立病院には来ないで、直接中央病院に行ってしまう。救急の場合ですね、行ってしまうというような状況もございます。

それから子育て中の方ですね、この方はやっぱり小児救急で市内で頼れるところがないというのがやっぱり実情なんです。どうしても水戸の子ども病院の方に緊急の場合は行かざるを得ないというのも実情です。お医者さんの問題もございますから、非常にここは難しいところかもしれませんけれども、ぜひ新しい機能を議論する中で、この小児救急、一時救急、これも病児保育とあわせてぜひ検討の観点として持っていただきたいなと思うんですけども、この二つについてお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 当院は一昨年からは在宅支援病院ということで、訪問に関しましては、医療の方ですが、これは24時間体制という形で届けを出してありますので、在宅の診療に関しましては24時間という形でご理解いただければと思います。

あとは、新しい機能の中に、今回行政機能の併設もございますが、そういう部分では、当然高齢介護がらみの地域包括支援センターの絡みですと、例えば在宅の患者さまの情報とか、リアルタイムに取られるという部分で、当然訪問看護、訪問診療という部分にもつなげていきたいという形なものですから、今現在医療からの訪問看護をしております。体制的にはまだ24時間体制という形にはなりませんけど、今病院の方では、訪問看護は稼働しております。件数は少ないんですけど、あとは訪問リハという形の目標も掲げております。

新しい病院の機能になったときには当然在宅に向けての機能の集約化という部分も出てくるかと思っておりますので、当然新しい機能の中には訪問を重視した訪問看護、訪問診療、あとは訪問リハビリというものを集約できるのではないかと考えております。

続きまして、あとは病児保育に絡みまして、体制の中で小児対応ということなんですが、当然、先ほど県中さんも含め、水戸医療圏という部分で、国、当然県の方では、医療圏の中で機能をきちんと分割しなさいよと、機能をそれぞれ考えなさいよというテーマが出ておりますので、当然病院も市民のことを考えれば、お産だとか、小児科という部分を重要だと思っておりますが、現在病院の方としましては、先ほども言いましたように、在宅診療を中心にした病院をしっかりとやっていくという形で決めさせていただきますので、ドクターの部分は先だって筑波大学との連携がありましたように、総合診療医というものを2名来ておりますので、そういったところで当院の院長並びにドクターたちも総合診療ということ掲げています。当然それは小児から高齢者を診る形ですので、小児の患者さまも診る形ですので、病院としましてはそういう形の身の丈にあった医療をやりたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 笠間市の地域医療計画の必要性についてなんですけれども、笠間市内には1,255病床あって、一般が615、療養が640ということなんですけれども、この640の療養で今回の医療法の改正の中で、市立病院と同じように地域ケア包括病床にかわってしまうという可能性もあるわけですね。そうしますと、せっかく市立病院をつくっても機能分担がどうなるのかということも笠間市の中で出てくると思うんですね。

それからもう一つは、今ほどご答弁いただいた内容についてなんですけれども、この市立病院の新築問題について、実は私は友部第二小学校区に住んでおります。友部第二小学校区というのは非常に今住宅がふえておりまして、小学校の1年生もふえている所なんです。ということは、子育て世代が多い地区なんです。そこの方というのは余り市立病院の建てかえに期待をされてないんですよ、残念ながら。

この前、子ども福祉課の方にも申し上げたんですけれども、去年の冬ですか、インフルエンザがはやったときに、子どものインフルエンザの予防接種をしたいと。このインフルエンザの予防接種ができる病院、ワクチンがある所がどこか知りたいからと市に問い合わせをしても、どこもわからなかった、把握してなかったという状況なんです。

そういう意味で、子育て世代に対する医療の観点からの支援というのはどうなっているんだという、そんな疑問もあったり、市立病院に正直申し上げて期待をしていない部分もあったりするんですね。ぜひとも在宅であれば24時間やるということもあるんでしょうけれども、この子育て世代へ向けたアプローチというか、子育て世代も市立病院の新築には期待できるよというような、そんな内容でぜひとも機能の中身については検討していただきたいなと思うんです。

それともう一つは、繰り返しになりますけれども、水戸保健医療圏での地域医療ビジョンというのはありますが、しかしながら、県中もありますし、市立病院もありますし、いろいろな診療所もあります。笠間市としての地域医療計画というのもあってもいいんじゃない

ないかなと思うんですが、その辺についてはどのようにご所見をお持ちでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 今ご質問の中で、病床のところでは地域包括ケア病床がほかの病院でもあるのではないかというお話でしたが、ないということはないと思います。

ただ、一般急性期から地域包括ケア病床に移行することはあります。ただ、状況としましてはリハビリ機能を持ってないとなかなか移行が難しいということ、あとは療養病床から地域包括ケア病床に移行することもないとも言い切れませんが、あくまで療養病床はご存じのとおり慢性的な疾患の患者さんがいる病床ですので、余り活発なリハを行うということがありませんので、リハを持っている形ですと、あり得ますけれども、ただ、スタッフ的に看護師さんの数とか、ドクターの数とか、いろいろな制約がありますので、既存のところから新たなところをチャレンジするというのもなかなか出てこないのかなという部分がありますから、上から下に降りる部分は可能性的にはあるかと思えます。

あとは、友部地区等でいろいろインフルエンザとか子育て支援とかいろいろございましたが、病院としましては、やはり今回病院を建てる方向のところでは、新しい病院を建てる場所がちょうどキッズ館の近くという形もありますので、当然そこには市民の方たちの利用も非常に高いものですから、当然今議員がおっしゃる部分でちょっとした病気は当然うちに来なくちゃいけない部分なんですけど、断らない医療ということで、県中央さんの方で動かれている部分がありまして、そちらに行くお子さんを持った家族が多くなれば、もっとうちの方のPRを含めまして、キッズ館の隣という部分もありますので、小児も診られる、外来ができるという形をきちんとPRをしていきたいと思っております。

あとは、笠間市のビジョンということなんですけど、当然これは県が策定するものでございますので、水戸医療保健機関の中の一つの病院ですので、当然そういうものを踏まえながら適切に対応していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 建設費用の問題に移りたいと思えますけれども、これは1回議会の方にも説明をいただいておりますが、国立医療機構の指針に基づく試算ということで、医療機器が5億、それから病院の本体が30床として5億、備品だとか、そういう外構等で15億ですか、リハビリの施設を入れると1億かかるから、総額16億になると。しかし、後年度負担のことも考えて2割圧縮して13億と考えていると説明がございましたが、この説明でいいのかどうかということと、申しわけございません、時間がないので、PFIの検討もされているというふうに伺っておりますが、こちらの方の検討結果についてもあわせてご答弁ください。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議員がおっしゃるとおり、前回議会向けにそういう

数字の部分で6億から13億という形でご報告させていただきましたが、今回ご存じのとおり国からの調査ということで委託を受けたPFIの経営コンサルがまいりまして、病院の建設内容を踏まえまして試算していただきました数字を見ますと、金額的には21億円、行政機能もあわせたという形で考えますと、面積が4,000平米という形になっております。

あとは、PFIに関しましては、可能性調査の実施業者、先ほど言いました経営コンサルの方からの報告書を見ますと、非常に状況的には当院の規模的な部分を考えますと、非常に厳しいのかなという状況で考えています。当然、いろいろな方法はございますので、PFIも含め、いろいろな部分も検討しながら何が一番いいのかという形を考えていきたいと思っております。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 私も、PFIは失敗している病院たくさんございますのでどうなのかなと思うわけでございますけれども、ただ、ちょっと気になるのは、PFIの検討結果がどうなるかは別にしましても、7月にはパブリックコメントに先ほどおかけになるというふうにお聞きしましたけれども、これまでの議論の中でもいい病院をつくるのはいいけれども、その資金をどうするんだという市民の意見もあったのも事実なんですね。これは基本設計が決まっていく過程で、病院をつくる資金についてはどうするかということはどういうような形で市民の方に提案されるのでしょうか。

○議長（小園江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 現時点での概算事業22億円の財政内訳なんですけど、行政機能の一般会計負担が約5億円、繰出基準に基づく一般会計繰出金は約8億円、国庫調整交付金の事業の国庫補助金が約5,000万、病院事業債を含めた病院の負担額が約7億5,000万と想定しております。実施に当たっては、できる限り財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、7億5,000万借金をするということですよ。基本設計に向けた説明の中であわせてご説明をいただければいいんですけども、ぜひともきちんと資金の確保先というか、確保方法についても明確にしていきたいと思っております。

この市立病院の建てかえに当たってなんですけど、ライフサイクルコスト計算というのはこの基本設計と一緒に提示をされるのでしょうか。

○議長（小園江一三君） 市立病院事務局長打越君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） ライフサイクルコストの計算ですが、当然やはり金額も大きい建物ですし、長期的な部分でいろいろな部分のランニングコストも当然考えられますので、その費用に関しましては将来の負担軽減のためにも設計の中に含めた形で検討してまいりたいと思っております。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。それでは、次の方に関連しますので、次の質問に移りたいんですが、よろしいですか。

資産管理、資産管理と申しまして、公共施設の資産管理という意味でお尋ねを申し上げますけれども、いつぞや、これはおととしの9月議会で私も1度取り上げておりました、その際は、この資産管理の問題と一緒に会計制度の問題ですね、これは笠間市の場合は総務省方式改訂モデルというのでやっていたんですけれども、これでは資産の減価償却費というのが明らかになってこないの、ぜひとも固定資産台帳に基づく基準モデルを採用してほしいというようなことを申し上げたんですが、その当時は採用しませんと、総務省改訂モデルでいきますという答弁だったんですが、その後、いろいろな検討がされたんではと思うんですが、この基準モデルを採用するということになっております。

その中で、固定資産台帳をつくらないと減価償却費というのは明らかになってこないわけですから、今固定資産台帳の作成に向けて取り組みが進められていると思うんですね。当時もそういう固定資産を一括管理する部署が必要じゃないですかと申し上げたんですけれども、これも担当部署でワーキングチームをつくってやるというご答弁だったんですが、これが基準モデルを導入するということとあわせて、資産管理についても資産経営課というのができています。私は非常に前進をしているなというふうに思うんですが、この資産経営課の中で今固定資産台帳の整備が進められていると思うんですが、この資産台帳の整備の進捗状況についてご説明いただけないでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

平成24年度から25年度にかけて、財務書類の基準モデルの導入に伴いまして、金融資産のほか、土地、建物、道路、上下水道、物品、財産権など、市が保有する全ての資産の把握を進めてまいりました。例えば建物につきましては、1軒ごとに取得年度や耐用年数、再取得価格等を把握し、道路につきましては、道路延長や工事の平均単価をもとに、再取得価格を算定するなど、全ての資産について統一的な考えにより固定資産台帳を整えました。これにより現在の価値で、笠間市はどれくらいの資産を持っているか、各施設がどの程度老朽化しているかなどが明らかになりましたので、今後の資産の更新や統廃合を検討するデータが作成できたと考えております。

特別会計を含め笠間市全体の平成24年度末における非金融資産の状況は、件数が1万2,613件、現在価値では1,364億円となっております。内訳のものとしましては、建物は552棟で194億円、道路は総延長1,478キロのうち舗装延長で965キロメートルで467億円となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 固定資産台帳は整備をされたということなんですが、特に建物ですね、552棟194億ですか、これについて、私はライフサイクルコストをきちんと計算を

して、今年度この建物を維持していくのか、廃止していくのかということも含めて、検討するためにライフサイクルコストの計算は、私は試算は必要じゃないかなと思うんですが、これについてのご見解をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑君。

○総務部長（塩畑正志君） これから資産の更新とか老朽化、そういうものに対応しまして、ライフサイクルコストを取り入れるべきではないかという話ですけども、まず、新しい建物を建てる場合、それについては一定規模の建物につきましては、そういうものが必要なんじゃないかなと思います。

あと、既存の建物につきましては、全部の建物については考えておりません。それと、どちらかと言いますと、既存の建物につきましては、それをどのように長寿命化を図っていくとか、そういう観点で計画というか、これから策定をしていく段階でありますので、その中で考えたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 資産経営課ができて資産管理をしていくということにこれからなるわけなんですけれども、資産管理をどういうふうにこれからやっていくのかという中身なんです。この事業についてはやりますということが総合計画の後期計画の中にも書かれているんですが、具体的にはどういうことをやろうと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑君。

○総務部長（塩畑正志君） 現在の保有資産の管理でございますけれども、学校施設につきましては、笠間市の公立学校の施設整備事業計画に基づきまして、耐震補強でありますとか、大規模改修を行っております。公営住宅、橋梁、公園、下水道処理施設等につきましては、それぞれ長寿命化計画を策定しております。また、水道の浄水施設につきましては、施設の整備計画を策定して維持管理を計画的に進めておるところでございます。今のところ、その他の施設につきましては、各課ごとに施設を管理しておりまして、施設に支障が発生したときに随時修繕を計画的に行っているということでございます。

今回、先ほどありましたように、資産経営課をつくりました。各課の横断的というか、統一的な管理をしなきゃならない、施設の管理をしなきゃいけないということで、今回作成しましたデータに基づいていろいろと今後のどのくらい老朽化が進んでいるかというのを把握しながら計画をつくって修繕を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 長寿命化を図る、これ、前回の質問のときにも申し上げているんですけども、長寿命化を図るか図らないか、その施設が必要ないのか必要じゃないのかという判断を、私はぜひ市民に投げかけていただきたいと思うんです。市民がそれを判断するとき、この建物がどれくらいの期間あともつのか、その期間をもたせるためにど

れぐらいの費用が必要なのか、使用頻度はどれくらいなのか、そういうものを全部出していただいて、そこで初めてこの施設が必要か必要じゃないかというのが私は出てくると思うんですね。イニシャルコスト、ランニングコスト、ありますけれども、そういうものを全て示していただいて、その中でこの建物については長寿命化するのかしないのかという判断をやっていく、そういう取り組みが私は必要じゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、私は笠間市の公共施設の保全計画というのをきちんと打ち出して、その中で市民と一緒にデータを含めて議論をするというのが求められていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑君。

○総務部長（塩畑正志君） ただいまの公共施設の保全計画の必要性ということでございますけれども、本市においてはただいま財政状況が大変厳しくなっていくと。今後は人口減少により公共施設の利用需要が変化していくということがありますので、公共施設を取り巻く現状、課題等を把握しまして、10年以上の中長期的な視点で修繕等の維持管理、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施して、財政負担を軽減、平準化を図る必要があると考えております。

国においても、昨年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針において、急速に進展するインフラの老朽化に対する課題が示されまして、11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。本年4月に、地方公共団体に対しても、国の方から国の動きと歩調をあわせて、国のインフラ長寿命化計画の行動計画であります公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定の要請があったところでございます。

以上のことを踏まえまして、本市では今後、公共施設等総合管理計画を策定していきたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 時間ですので、以上です。もう終わります。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時16分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、再開いたします。

9番野口 圓議員が所用のため退席をしております。

2番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○2番（畑岡洋二君） 2番政研会の畑岡でございます。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を始めさせていただきます。

まず初めに、筑波山地域ジオパーク構想についての質問をさせていただきます。

2週間ぐらい前ですかね、広報かさまの5月号の特集記事にジオパークのことが大々的に書かれておりまして、「地域の自然を活かし守っていく。笠間市をジオパークに」が掲載されておりました。これを見まして、ジオパーク認定に向けた活動が本格化しているのだなということを強く感じられました。また市長の平成25年度の施政方針の中でも筑波山ジオパーク構想推進事業について述べられております。

昨日の一般質問でジオパークについて触れた鈴木貞夫議員も含め、私が所属する産業経済委員会で昨年7月、男鹿半島大型ジオパークを視察してまいりましたが、振り返れば事前調査が不十分で、ジオパークについての理解が余り進まなかったことが残念というふうに後悔しております。また、平成26年度施政方針の中でも稲田駅前に移設された石の百年館と関連づけて、ジオパーク正式認定に目指していることについても触れられていました。

私もこの定例会一般質問に向け、1人で平成25年度に、昨年度日本ジオパークに正式認定された佐渡ジオパークの推進協議会事務局を訪問してまいりました。ここの議場にいらっしゃる皆さま、佐渡と言ったら何を思い出すでしょう。金山、銀山そして最近はトキではないかと思えます。金を中心とする佐渡金山の遺産群として世界文化遺産登録を目指し、またトキと共生する佐渡の里山は平成23年は世界農業遺産に登録されております。そんな佐渡がさらに日本ジオパークに認定されたわけです。何と欲張りなことだと私は思いました。そんなに手を広げたら大変なことになるだろう。行政としてもそこまでどうするんだろうと考え、訪問前はジオパークという考えに非常に否定的な考えを持っておりました。しかし、担当者と話をし、また、日本ジオパークネットワーク加盟申請書にあった一文、「ジオパークには世界文化遺産と世界農業遺産、そして他の資源を包括的にとらえ、つなぎ役として期待される」という一文を読み、ジオパークの真の有効性に気がついたわけです。少し肯定的に考え始めたわけです。

では、笠間市のジオパークはどうなっているんだろうということ、質問を通してその辺をはっきりさせたいなと思っております。ではまず初めに、ジオパークの定義についてご説明願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 2番畑岡議員のご質問にお答えいたします。

ジオパークの定義についてのご質問でございます。

ジオパークとは、地質や地形を見どころとする自然の公園、大地の公園といわれております。貴重で美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境教育などを行い、さらにこれらの遺産を観光資源として活用して地域社会の活性化を目指すものとしております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。要するに、地域の資産をより深く勉強して、それを使って営みを活性化させるというようなこと、私もそういうふうに認識しております。

では次に、ジオパークの認定についての仕組みを簡単にご説明願います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） ジオパークの認定についてのご質問でございますが、日本におけるジオパークの認定を受けるには、書類審査と現地審査に合格する必要があります。日本ジオパークネットワークが審査を行います。

認定条件としては大きく五つございます。一つとして、地域の地史や地質現象がわかる地質遺産を多く含み、考古学的・生態学的・文化的な価値のある場所があること、二つとして、地方自治体及び公的機関、地域社会や民間団体によるしっかりとした運営組織と運営財政計画を持つこと、三つ目として、ジオツーリズムなどを通じて地域の持続可能な社会的・経済的発展を育成すること、四つ目として、拠点となる博物館やガイド付きツアーなどで地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行うこと、最後に、地域の伝統と法に基づき、地質遺産を確実に保全するなどございます。

筑波山地域ジオパーク構想の現在の状況については、本年3月31日に日本ジオパークネットワークに対して認定申請書を提出し、4月30日に日本地球惑星科学連合大会において、新規認定地域6地域でございますが、公開プレゼンテーションを行ったところでございます。

今後の予定としては、7月18、19日に、日本ジオパークネットワークによる新規認定の現地審査が行われる予定となっております。その後、8月22日に新規認定地域の決定が公表される予定となっております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 認定について、そこまでの説明は想定していませんでしたので、ちょっとあれだったんですけども、一つだけ確認をしたいんですけども、審査及び現地調査、そして認定作業をするのは日本ジオパークネットワークですか。日本ジオパーク委員会、私は委員会が審査をして、その後ネットワークの会員になるように、私が間違っていれば訂正していただきたいんですけども、その辺、確認よろしく願います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 訂正をさせていただきます。今現在我々が入っているのが日本ジオパークネットワークというところに入ってございまして、今議員がご指摘ありましたように、審査をするところは日本ジオパーク委員会でございます。失礼しました。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） はい、了解しました。先ほどの日本ジオパークネットワークの、要するに、今準会員ということで私も認識しておりますので、ジオパークの準会員には何

ら規定がないというふうにもいろいろ調べるとありますので、ただ、これが規定がないからといって会員に簡単になれるかということ、それは全く別の話だというふうにも認識しておりますので、その辺、認定作業については頑張ってもらいたいと思います。

3番目に、次の質問になりますけれども、先ほども佐渡ジオパークのことにも触れましたけれども、ジオパークにどんなことを期待するんだらうと、多分これが一番大事なことだらうと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） ジオパークに期待される効果につきまして、ジオパークはまちづくりのツールであると考えております。地域の方々が自分の地域のすばらしさを知り、誇りを持つことが重要で、既に地域で活動されている方々をつなぐきっかけとしても活用が期待できます。

また、ジオパークに認定されると、この地域特有の魅力を発信する機会がふえ、観光業や地場産業の活性化が期待されるという点でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。ジオパークに、何かに認定されたということ、観光事業に対するセールストークにもなりますので、そういう期待もあると思いますし、自分の町によく何もないという表現をする方がおりますけれども、何もないんだったら人間もいないという極端な話になりますけれども、人が生活をしているということは何かがあるということ、そこには大地がある、それがまさしくジオパークの基本的な考えなんだらうと思いますので、この辺、私も視察を通して非常に期待をかけ始めたところでございます。

一般論はこの辺で終わりにしまして、筑波山ジオパーク構想とはいかなるものかということをお各論に入りたいと思いますので、まず、筑波山地域ジオパーク構想のテーマについてご説明願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 筑波山地域ジオパーク構想のテーマでございます。筑波山地域ジオパーク構想において、メインテーマは「紫峰と霞ヶ浦 ジオが紡ぐ悠久の歴史と未来へ引き継がれる人々の暮らし」、サブテーマを「地下10キロと海拔ゼロメートルの神秘」としております。

筑波山や加波山、吾国山、愛宕山などの山々は地下10キロのマグマ活動が地殻変動によって現在の美しい姿が形づくられてまいりました。霞ヶ浦や関東平野、海拔ゼロメートルが地球規模に上下する海水自由変動によって作り出され、風光明媚な風土と景観となったことからこのようなテーマとなっております。

笠間市においては国内有数の石材業や陶芸など、産業を発展させてきたこともこのテーマに含まれております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 今のテーマで、10キロの地下からゼロメートル、そして筑波山頂のところで話はわかるんですけども、最初私も聞いたときに、それが何で笠間まで来るんだと。非常にわからなかったんですね。石の百年館につめられております専門家に聞いて、そのとき私はどちらかというところ、茨城県北部の阿武隈山系というか、向こうの方が近いんじゃないのと言ったら、いや、それは、という話がありましたので、その辺、もう1回簡単に説明していただければありがたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 昔、何億年も前は海底の底でございました。現在の関東というのは。そこに10キロ地下にマグマが出てきまして、7,600万年前に斑糲岩（はんれいがん）というものができました。その後、6,000万年前に、今の花崗岩というものができ、昔から、西の富士、東の筑波といわれるように、関東平野から望める筑波山というものができております。それが今回のテーマとなっております、地下10キロでマグマが固まって、そして関東平野の霞ヶ浦というのは海拔ゼロメートルで海水自由変動によってできたと。それが今回のテーマとなっております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 7,600万年前の話ですと、非常によくわかったような、わからないような話になるんですけども、私もこの辺偶然だったんですけども、茨城県の県南の方に茨城県立自然博物館というのがございますね。実はそれを見に行っただけではなかったんですけども、そこに行きますと、まさしく筑波山がどういうふうにしたか、なぜこういう形ができたかという形がジオラマとして模型があるんですね。今説明するほどではないんですけども、その辺私もまたもう一度勉強したいなと思うようになった次第でございます。その辺、テーマとしては、要するに筑波山と霞ヶ浦、それは笠間も含めてこの辺はつながっているんだということで、理解した上で次の質問に移りたいと思います。

では、推進協議会の組織と運営について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 推進協議会の組織と運営についてのご質問でございます。

地域でのジオパーク化の機運が高まったことを受け、平成24年8月に笠間市、つくば市、石岡市、桜川市の4自治体と、筑波山神社、筑波大学、産業技術総合研究所の3団体からなる筑波山地域ジオパーク推進協議会が発足し、平成25年7月には新たに土浦市、かすみがうら市の2自治体が加わりました。

運営に関しては、同推進協議会で日本ジオパークの認定申請を行うほか、茨城県立自然博物館など、関係機関との連携、協力を図りつつ、事業計画、予算の検討などを進めております。

また、その下部組織として、各市の担当者や推進協議会、顧問等で構成する幹事会を毎

月1回程度開催しており、情報共有とともに連携を図りながら事業を遂行しているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 今説明がありましたように、6市にまたがり、また、筑波大学、筑波山神社さんですね、等々かなり関係各所の方々が関係されているとわかったんですけども、私思ったのがこれだけいろいろな方がかかわりますと、横の連携かなり苦勞されていると思うんですけども、その辺どういうふうにされているのかなというのをご説明あったらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 先ほど説明いたしましたように、下部組織として各市の担当者で構成する、笠間市で言うと商工観光課とか企画政策課、生涯学習課とかそういうメンバーで委員会に出席いたしまして、幹事会、担当者会議として毎月1回程度開催し、お互いの連携を図って申請に向けての準備を進めてまいりました。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 次の質問に移りたいと思うんですけども、推進協議会活動のこれまでの経過について伺うということであったんですけども、先ほど平成24年8月の協議会発足から、今年度3月31日の申請書提出及び4月30日の公開プレゼンテーション等々の説明があったんですけども、その他つけ加えることがありましたら、経過について何かご説明いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 推進委員協議会として、主な活動として、総会とか幹事会は先ほど申し上げたように重ねて行ってまいりました。そのほか協議会としては、ジオツアー、これは3月31日までに14回、講座や講演会、これが20回、「めざせ！ 筑波地域ジオパークフォーラム」ということで1回開催したり、それからパネル展示会、これは市町村ごとに7カ所で開催するなど、PR活動として推進協議会として事業を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。では、次の質問に移りたいと思いますけれども、先ほどまで推進協議会全体の流れの話を伺ったわけですけども、では足元の笠間市内のことについて伺いたいと思います。

まず、ジオパークというものはジオサイトなるものが幾つか集まってできているやに私も理解しております。ジオサイトに関しては幾つ設定するかは特別なルールがあるわけではないというふうに伺っております。きのうですか、15カ所か16カ所という話がありましたけれども、その辺、今回全体ではなくて、笠間市内のジオサイトの特徴と呼称について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 笠間市内のジオサイトの特徴と呼称についてのご質問でございます。

笠間市内には多くの地質資源や史跡が点在し、一つ一つが魅力的で特徴的なものがございます。認定申請書の中では、笠間市のジオサイトとして16、うち、主要なものとして五つの候補を挙げております。その中でも特徴的なものを申し上げますと、国内でも有数の御影石の採石場を持つ稲田地区の石切山脈や鎌倉時代に築かれた笠間城址や石倉、大黒石、歌うたい石などの奇岩がある笠間地区の佐白山がございます。

呼称について、筑波山地域ジオパーク構想と明示した施設や設備は正式に認定後、推進協議会において統一した看板の表示方法など、全体的なルールを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 例を挙げていただいたんですけれども、稲田地区、笠間城を含めた佐白山地区、あと、今説明がなかったのかもしれませんが、岩間の愛宕山地区等々の話もこの広報かさまには書いてありましたので、その辺もあるのかと思います。これについての細かい話はまた後で運営計画、組織についてのところで質問したいと思いますので、ここだけで伺っておきます。

では、次のジオツアー、よくジオツアーって先ほどから出ておりますけれども、ジオツアーとはどんなものかということをごコースやストーリーを例にしてご説明していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） ジオツアーのコースやストーリーを例にして、笠間市内のジオサイトの活用についてのご質問でございます。コースやストーリーとして稲田地区から笠間地区のコースを例に答弁させていただきます。

稲田地区の石材業と笠間地区の笠間焼は一見別々な歴史を持ち、別々な発展をしてきた地場産業でございますが、ともに6,000万年前に花崗岩質マグマにより形成された花崗岩に由来します。花崗岩はそのまま稲田御影石として笠間市の石材業に発展し、寄与してまいりました。一方、花崗岩が風化作用により粘土となり、笠間焼として江戸時代中期から発展してまいりました。

このように、地質現象をキーワードに、新たなストーリーをつけ加えることで市内を回遊する新たな目的となり、滞在期間の増加や新たな交流人口の創出が図れるなど観光振興に寄与できるものと考えております。

また、ジオパークの活動を通じて環境保全や自然科学の教育、さらには地場産業や地域の活性化に活用し、つなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。ジオサイトも幾つかある中で、全ての整備が整っているとは思いませんけれども、その中でジオサイトの整備状況、今の、例えば稲田地区に関する整備状況に関してご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 稲田地区につきましては、今年度の3月30日に石の百年館がオープンいたしました。それから駅前の歩道整備とか、ジオツアーのコースを整備していきたいと考えております。それと、誘導のサイン計画、そういうものも計画の中に入れて、今後はジオツアーができるものとして進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。とりあえず、次に進めたいと思います。では、次の笠間市内のジオサイトの運営計画と組織についてなんですけれども、まず、ジオサイトの推進組織及び運営というのがどのように今なっているのかを、稲田地区だけで結構ですからご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 稲田地区という限定でございましたけれども、稲田地区については今「考える会」という組織を立ち上げて、まちづくり駅周辺活性化プランに基づくまちづくり、地域活性化に向けて今取り組んでいるところでございます。その中でジオサイトを今回この中に取り入れて、地区の方にご理解をいただきながら現在進めているところでございます。そういう中で地元の意見を聞きながら地域の整備をしているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 今、私の方から稲田地区と限定してしまいましたけれども、ほかの何かご説明があるようでしたら、ほかの地区、よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 推進組織と運営ということでございます。

現在、笠間市において、筑波山地域ジオパークサポーターという会員を募集しており、現在登録されている方が23名、大変少ないんでございますが、市内の個人や団体、関係機関を中心にサポーター会議を7月に開催し、組織体制やジオサイトの内容について今後検討していきたいと考えております。

また、庁内の推進体制につきましては、企画政策課を中心に関係各課と横断的な連携を図り、役割分担を明確にして進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。では、この次なんですけれども、中期計

画と長期計画と予算計画についてということになっているんですね。非常に細かい話なんですけれども、この辺が申請書を書くに当たっての手引きにこの辺がいろいろ書いてあるんですね。ですから質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） ご質問は中期計画、長期計画と予算計画ということでございますが、私としては中長期的な考えとして答えさせていただきます。

筑波山地域ジオパークの認定申請をもとに、総会において申請書が構想計画というようなことでとらえ、推進協議会では今後実施計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

笠間市としては、それらを受け、市内のジオサイトの魅力を向上させるために、学術的な視点や専門家の方の意見をいただきながら、ジオサイトの総点検を行い、中長期的な方針を定めていきたいと考えております。

予算計画としての推進協議会、笠間市の事業計画に基づき、推進協議会への負担金や講演会などの各種事業費、看板やパンフレットなどの整備費を確保してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 予算についてなんですけれども、平成25年度に新規事業として筑波山地域ジオパーク構想推進事業として17万9,000円が新規に計上され、26年度は活動を大きくするために、正式認定を目指すということで39万7,000円というふうにふえているんですね。それがどうのこうののではないんですけれども、いろいろあちこち調べますと、石の百年館、広報かさま4月号に書いてある石の百年館運営事業稲田駅前351万1,000円、これが稲田御影石のPRと筑波山地域ジオパーク構想の観光拠点として稲田駅前敷地内にオープンしたというふうに書いてありまして、この辺がどの辺に基づいた、要するに、ジオパーク構想に軸足を置いた予算なのか、交流センターとしての軸足を置いた予算づけなのか、結果的にはどちらでもいいという答えが返ってくるのかもしれませんが、結局私が聞きたいのは、今どのくらいのお金に関連費用として動いているのかなというのが、こういうのを見ると、ひょっとしたらかなり大きな額に関連づけられるのかなと思ひまして、その辺わかりましたらよろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 直接的な予算ではございませんが、ジオ関連予算として、笠間芸術の森公園、愛宕山周辺地区都市再生整備計画において稲田駅周辺の整備として駅前広場に1,000万円、歩道空間整備に2,500万円、ハイキングコースの整備として950万円などを計画しております。

先ほどの負担金としては協議会への負担金なども含めてございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 要するに、いろいろなお金が関係すること自体は仕方ないことだと私は思っていますので、何を言いたいかといいますと、要するに、いろいろな部署がかかる、予算がかかっていると。要するに、市役所の中の部署間の連携をきっちりとやらないとうまくいかないだろうということをはっきりとここで申し上げたいと思ひまして、予算のことをちょっと触れたこととなりますので、その辺、先ほど申し上げた自治体間の連携、当然ですね、市庁舎の部署間の連携、そして先ほどの市役所と地域住民との連携、いろいろな連携が必要になってくると思うんですね。また、その連携をすることがジオパークのいいことだと思っておりますので、この辺触れていただければなと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 確かに、協議会として進めている以上、連携というものは欠かせないものでございます。そういうことで、推進協議会の下部組織で構成する各市町村の担当者会議では、連携を取りながら今認可申請に向けて事業の内容のチェックとか、全てを行ってるところでございます。それから庁内組織として今現在ございますが、その中も連携を取りながら今後は進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 非常に期待しておりますので、庁内の連携をきっちりとやっていただきたいと思ひます、

ジオパークについての最後の質問になりますけれども、ジオツーリズムと持続的な発展に向けての戦略ということできましたけれども、1、2、3と、ジオツアーの実績、内容、今後の計画に地域経済の発展に向けた展望について、3、経済発展と自然環境の保全の両立に向けての戦略について、個別でもよろしいですし、まとめてでも結構なので、この辺ご答弁いただけたらと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 昨年の実績でございますが、新春ジオハイキングとか、それから石の百年館の竣工イベント、ジオツアー、そういうものを開催してございます。

今年度に入りましては、今回のジオというのが盛り上がりができた関係で、大好き笠間ネットワーク連絡協議会で愛宕ハイキングコース、そういうものも自主的に取り組まれているようになってきております。今年度5月16日に市民向けの出前講座を開催して、ジオパークの理解とか、サポーターも募集、そういうものも今現在行ってきました。

今後の計画としては、ジオガイドの研修を兼ねたジオツアーの開催とか、JR東日本が企画する「駅からハイキング」など、民間会社や市民団体が主催する各種ハイキングなどを連携してジオツアーを開催してまいりたいと考えております。

地域経済の発展に向けた展望ということでございます。

ジオパークに認定されると、地域の特有の魅力を発信する機会がふえることで、新たな

交流人口の創出などが期待できると思います。構成市と地区を超えた広域連携を図ることで、つくば方面からの誘客や滞在型観光の推進などが図られ、観光振興に寄与できるものと考えております。さらに、稲田石や笠間焼など、地場産業、地酒などの特産品などを新たな価値を付与することによりブランド力の向上など、地域経済の発展にも期待できると思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。最後に、経済発展と自然環境の保全の両立に向けての戦略というところが余りなかったようなんですけれども、昨日も笠間城の質問がありましたし、また昨年12月の私の定例会の一般質問でも触れたように、佐白山周辺の環境整備について触れたわけですね。そのときに、昨日の産業経済部長の答弁にもありましたように、非常に管理が難しいというふうな話で済んでしまうことが多いと。ですから佐白山に関しては環境保全と環境整備、この辺をきっちりとうまくやってほしいなというのが、私のこれまでの一般質問の趣旨でもあるんですけれども、この辺、答弁ただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 自然と景観保護の両立は目指していくべきと考えますが、自然保護法、それから茨城県立自然公園条例、森林法との調整がございまして、また、今回のジオサイトの地域というものは国有林であるため、営林署調整も必要と思われまので、今後の関係課と連携してジオサイトにふさわしい景観になるよう今後関係課と調整しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。何をやるにしても関係各所との連携、調整、大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

最後にもう一つだけ、何でこんな細かい質問をするんだと思われる方がいらっしゃると思います。確かにそうです。私、担当部署へ行って加盟申請書をいつオープンにできるんですと。要するに、それがオープンになっていればこんな細かいことを私は聞かなかったかもしれない。さらに、何か事業をするに当たっては、必ず基本計画書なるものがあるでしょうと。6市にまたがった全体の基本計画も当然あるでしょう。でも、市で単独でやるべきことも当然あると。であれば、市単独の部分の基本計画はあってしかるべきでしょうと。それがないと、大勢の人が動くためには、要するに、地図も持たずに団体が旅行に出るようなものだと。どこに行って何をしているのかわからないと。そういうこともありましたので、本当はもっと細かいことを聞ければよかったですけれども、早いうちに基本計画なるものをオープンにして、そうすれば、それじゃおかしいだろ、いや、その方がいいという皆さんの意見がまとまるだろうと思いますので、その辺を期待してジオパークに関する質問は終わりにしたいと思いますが、最後に何かありましたら。ないですね。とい

うことで、筑波山地域ジオパークに関する質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、国際化に対応した人事交流についてということで伺いたいと思います。

次は、5月31日の茨城新聞なんですけれども、山口市長のインタビュー記事が載っていたわけですね。毎年このころに載るようなんですけれども、ここに国際化に対応した人事交流についてというふうなところがありました。そこで書いてあったことから伺いたいと思いますので、まず、外国人研修生受け入れについて、概要についてご説明いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 外国人研修生の受け入れについての事業の概要について説明させていただきます。

笠間市では、職員の国際感覚の醸成や国際化などを目的に、外国人の研修員の受け入れを検討しておりました。その際、総務省と財団法人自治体国際化協会において、国際協力の取り組みを支援する自治体職員協力交流事業があり、実施することといたしました。

本市では、この事業に取り組むに当たり、自治体国際化協会を通じて韓国や東南アジア諸国を対象に職員の募集を行い、その結果、6月からミャンマーとラオスからそれぞれ1名、計2名の研修員を受けることになりました。両名とも日本の地方自治体において観光行政の運営及び戦略を研修したいという強い意向があったことから、商工観光課において研修を行うものでございます。

研修期間につきましては、平成26年6月20日から平成27年3月31日までの9か月間でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。9か月間の2名の方の受け入れ、事前準備が大変かと思いますが、ただ、この事前準備をうまくしないと、あっという間に過ぎてしまう9か月かと思いますが、この研修生受け入れに、先ほどもあったように、国際感覚とか、今説明にもありましたけれども、今一度研修生受け入れ事業に何を期待するかということの説明いただけたらと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 受け入れ事業による期待する効果についてお答えいたします。

国際感覚に優れた職員を育成することや、国際化に資することはもちろんのこと、人と人とのつながりを促進、サポートするウェブサイト等を活用し、本市の情報を国内外に発信することや、観光面などの課題を外国人という新たな視点で発見すること、また、4月に発足した外国人観光客受入検討会にも参加いただき、意見等をいただくことも可能であると考えております。

さらに、自国へ帰国後もそれぞれの自治体職員として人的ネットワークのキーマンとして活躍することや、将来的にはこの事業がきっかけとなり、自治体間の交流が進み、文化・経済交流の発展が期待できるものと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。ミャンマー、ラオス、ともにこれからの発展が期待される国だと思います。よい関係の基礎が築けるよう準備怠りなくよろしく願いいたします。

国際化に対応できるよう今年度から小学校でも英語教育が取り入れられるようなご時世でございますので、役所内においても外国語の自主講座などが開かれることを期待して、研修生受け入れについての質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 今現在、市役所内においては、自発的にトワイライト研修ということを行っておりまして、その中で英語の授業を行い、国際化に向けた対応を今現在しているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 知りませんが、まことに申しわけございません。どんどん頑張っていたでいて、特に若い方には10年後、20年後、どんな経済状態、要するに社会情勢になるかもわかりませんので、その辺は強く要望してこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きますが、外国人観光客受け入れ対策についての質問なんでございますが、私がこの質問の通告をいたしましたのが6月3日、ところが8日付茨城新聞において、その答弁書のネタになるような、当然そうなんですけれども、記事が掲載されてどうしようかなと思いましたが、それは新聞社ですから取材記事を書くのに何のためらいもありませんので、ところが、どうしようかと思ったんですけれども、次の日9日に笠間市のホームページに検討会の概要報告がなされたんですね。これを見まして、答弁される内容はおおよそ検討はつきますけれども、通告どおりに質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問になりますけれども、検討会の規模、構成メンバーについて伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 畑岡議員のご質問にお答えします。

外国人観光客受入検討会の規模、構成メンバーについてのご質問でございますが、民間及び行政で構成されておりまして、民間からは合計18の関係団体、事業者等にお集まりをいただいているところでございます。その内訳といたしましては、笠間市内の観光にかかわりの強い団体でございます笠間観光協会、笠間市商工会、笠間焼協同組合、旅館料亭組合、笠間地区ハイヤー組合、笠間市国際交流協会、笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例推

進協議会の7団体、また、関連事業者、関連施設、商店会といたしまして、笠間工芸の丘、笠間焼の窯元、宿泊施設、運輸関係の2社、神社、寺院、この3件、美術館、門前通り商店会、ギャラリーロード商店会の11団体、事業者等となっております。

行政からは、笠間市から、市長、産業経済部長、企画政策課、管理課、都市計画課、市民活動課、まちづくり推進課、商工観光課がメンバーとなるとともに、県からオブザーバーといたしまして国際観光推進室にも参加をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。18団体及び人の方ということでメモできないくらいで困ってしまったんですけども、活発な意見がなされたように、実はテレビでも報道されておりまして、期待される場所ではあります。

次の検討課題について入りますけれども、新聞記事にもありますように、多くのテーマはLANの整備、外国の方が日本に来て一番期待されるというか、期待というか、不十分だと感じるのがインターネットの接続状況というのは以前の私の質問したことを覚えていますがけれども、あと言語の表示の問題ですね、この辺も含めて検討課題について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保君。

○産業経済部長（神保一徳君） 検討課題についてのご質問でございます。ただいま議員からもございましたとおり、含めてなんですけど、大きく分けると二つの課題があると認識してございまして、一つは外国人を迎え入れる際に必要とされる受け入れ環境の整備でございまして、もう一つが誘致活動に関するマーケティングと認識をしております。

受け入れ環境の整備に関しましては、先ほど議員からもございましたように、外国人にわかりやすい表示でございますとか、インフォメーション機能、パンフレットの多言語化、外国人専用の無料Wi-Fiなどの整備を検討課題として、具体的な整備においては官民協働で行うこととしております。

マーケティングに関しましては、誘致活動を効率的に行うため、対象国の絞り込みを検討してございます。具体的には、海外に向けて市単独の誘致活動には限界がございますので、県と連携し、海外での旅行会社商談会の参加、在日旅行会社への誘致活動を行うとともに、日本観光振興協会の行う観光交流旅フェア等に参加をいたしましてPR活動を行ってまいります。

さらに、笠間市でこれまで行われてまいりました交流事業などを切り口に誘致を進めてまいりたいと考えてございます。また、笠間市の何を売りにするというのも大事な課題でございまして、来訪する外国人と笠間市民がお互いに楽しめる交流体験プランなど、他の市町村にない特色を出していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 今も出ましたように、公衆無線LAN、WiFiという表現がありましたけれども、新聞等の報道でもありましたように、茨城県とつくば市が先行して動いているやに記憶しておりますけれども、この辺との海外との観光客、観光客に限りませんけれども、その辺に対する、次のものにつながってしまいますので、3番目の課題解決に向けての施策についてと絡めまして、その辺のどのようになれるのかというのが決まっているものがありました。こういう方向でありますということがありましたら、ご説明願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保君。

○産業経済部長（神保一徳君） まず、無料WiFiの整備に関しましてでございますが、ただいま茨城県、先ほどございました茨城県とつくば市におきましては、無料WiFiの整備ということでして、これはNTT東日本のネットワーク網を活用いたしまして、外国人向けに観光案内所等でIDとかパスワードが書いてあるようなカードをお渡しして、一定の期間内であればそのパスワードで使い放題であるというような、そういった施策を笠間市でもできないかということで検討してまいります。

また、課題解決に向けての施策についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、18団体いらしておりますが、この検討会のメンバーにつきましては、さまざまな立場で観光に携わっていらっしゃいます。また、外国との交流実績を数多くお持ちの方もいらっしゃいます。その豊かな経験と知識を十分に反映した施策を打ち出すことが重要と考えてございます。

そのようなことから、4月18日に開催した第1回の検討会及び5月30日に開催いたしました第2回検討会におきまして、市の方から課題解決案や施策案をお示しし、それをたたき台として多様な観点からご議論をいただいたところでございます。

今後の具体的なスケジュールといたしましては、6月27日に千葉県成田市に先進地視察を実施いたします。そして7月中旬に第3回検討会を開催し、これまでの議論を踏まえ、受け入れ体制整備とマーケティングに関する施策の方向性を確定し、今年度中に早急に必要となる整備事業は予算措置をまいりたいと考えております。

さらに、来年度につきましても整備を進めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。今説明にあったWiFiに関してなんですけれども、NTT東日本さんが持っているサービスを使うということのようなんですけれども、笠間市も既にこれとはまた別な、日本人でもだれでもフリーということでフリースポットを少しずつ整備をされたと理解しております。この辺が、日本人に向け、海外に向けというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、その辺のバランスをうまく取っていただいて、無駄にならないような方向性を見つけ出していただけたらと思います。

ということで、この検討会のことなんですけれども、私の情報収集能力の未熟さかもしれないんですけれども、第1回目の市のホームページへの説明が5月14日付でされているんですね。さらに次が6月9日付、残念ながら、みんなに知ってほしい情報であるはずなのに、余りうまく伝えられてないんじゃないかという気がしてならないんですね。後で考えましたところ、5月30日の検討会は新聞社が入り、放送局NHKが入り、にもかかわらず、私は知らなかったんですよね。私だけが知らない分には構わないんですけれども、非常に情報収集能力が劣っていると思って、自分ながらなんともあれなんですけれども、あそこまでやるなら、議会にちょっと言っていただければ非常にありがたかったかなと思います。なぜかと言いますと、議員も市民への窓口として情報を発信しております。市だけが情報の発信ではなくて、議会も発信しておりますので、その辺配慮していただけたらありがたいと思ひまして、私の一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩をいたします。午後の再開は1時15分といたします。

なお、12時45分より議会運営委員会を開きますので、委員の方はよろしくお願ひいたします。

午後零時14分休憩

午後1時15分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

9番野口 圓君が着席をいたしました。

8番蛭澤幸一君が所用のため退席しております。

ここで、市長公室長より先ほどの畑岡洋二議員への答弁に一部訂正をしたいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 発言の訂正をお願いいたします。

2番畑岡議員の一般質問の答弁中、「自然保護法」を「自然公園法」に、「営林署」を「森林管理署」に訂正をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小藺江一三君） 会議を続けます。

市村博之君より資料配付の申し出がありましたので、会議規則第157条の規定により議長の許可で配付をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

21番市村博之君の発言を許可いたします。

○21番（市村博之君） 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

私の質問は3期目の市政を担うに当たっての市長の政治姿勢を問うということで、1項目から5項目まであります。そのうち、3項目の広域行政の推進について、二つほど質問する予定だったんですが、同じような内容ですので、1項目としたいと思います。答弁者の了解を得ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、順番に従いまして質問させていただきます。

来る4月13日の市長選におきまして3選されました。市長、まことにめでたうございます。そこで、再選されて初めての定例本議会ですので、まず最初に3期目の市政運営を担うに当たっての政治姿勢を伺いたいと思います。

しばしば市政運営において、執行部、すなわち市長と議会は車の両輪といわれております。このことは一面において正しく、また一面において的を得てない言葉と私は思います。確かに現在の地方行政は、議員と市長はともに住民から直接選ばれ、一方が独走しないように監視・牽制し合う並列対等の関係におかれ、その優劣性はありません。ともに住民に責任を負う立場にあります。ですから、ご承知のとおり、議会の議決がないと市長やその他の執行機関は業務を遂行することができません。議会の議決のない予算、条例、契約、取得、処分、同意、承認等は全然執行できないと言わなければなりません。その意味では、議会は車の片側の車輪を担っていることは間違いありません。

しかしながら、地方議会は意思決定機関であっても、国会のように国権の最高機関とした優劣性は認められておりませんし、また、議員個々の権限としては、議会という会議体の一員でしかなく、換言すれば、議会という意思決定機関としての意思は常に多数決の原理によって決まります。議会は常に一枚岩ではありません。当たり前のことです。そこに地方政治における執行部、すなわち笠間で言えば、市長の力の優位性と市政に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。市長の政治理念、市長の政治信念の重要性がそこにあります。常に広域性を重視した政治家、利益誘導型の政治家、側近政治家、秩序あるまちづくりか、政争の町か、市長の政治姿勢によって市の政治風土は大きく方向が変わります。

そこで質問いたします。市長は3月に開催された市長の市政報告会において、市政運営の基本理念として、「道理の政治」を目指して運営してきたと述べられましたが、改めてその真意を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 市村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員さんも私も直接選挙で選ばれる身でございますので、そういう意味で議会には議決権が与えられているわけでございますので、私としては車の両輪であると、そういう認識で

議会の意見もできるだけ尊重しているつもりでございます。

質問の私の市政運営の理念でございますが、私はちょうど8年前に市長に就任するに当たって、市政運営の基本は公平・公正な行政、政治を進めていきたいということを掲げさせていただきました。公平・公正な政治行政とは何であるか。我々選挙をする政治家にとっては、多くの方の支援を受けながら当選させていただき、市長に就任させていただいたわけでございます。

市長という仕事は日々さまざまな判断、決断、指示を出すことであります。大きな権限を持つ首長として、その決断、判断、指示に誤りがあったり、感情的な情に流された判断があってはならないということを私は思っております。当然、人間ですので、私情もあれば感情もあります。人情もございます。また、それが人間としては自然であるかと思えます。しかし、首長としては、情でなく、物事の正当な道筋、正論、原理原則、いわゆる道理に基づいた判断に立って、首長としての仕事をしていく、そういうことが私の考え方でございます。ある意味、非情な、薄情などと言われることもあろうかと思いませんけれども、誠意を持って対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ただいまの意見に、議会の意見を尊重して運営していきたいと。また、公平・公正なる運営をしたいと。感情に流されないような市政運営を行いたいというような答弁をいただきました。私、それは大変同意をするものであります。

合併した自治体には二つのまちづくりの面があると私は思っております。一つは目に見える面、社会資本の整備、すなわち、学校をつくったり、道路をつくったり、そして福祉政策の充実、生活基盤の確立といったものです。

もう一つは目に見えないものです。合併した各自治体間の政治風土の新たな創出であります。たかだか2時間もあれば回れるほどの地域であっても、今までの歴史的経緯によってその政治風土は大変違います。これはあくまでも相対的なものであって、いずれがよいか悪いかの問題でなく、長年の各自治体が醸し出した政治的・精神的風土の結果であります。

議会は合併後、いろいろな改革をみずから行ってまいりました。大関議長のとくに、県内の各自治体の中でも最も厳しい政治倫理条例の制定、そして、1度目の議員定数の削減、また、今回議会改革活性化特別委員会の報告にありますように、一層の議員定数の削減、開かれた議会を目指し、本会議のインターネットの配信、一般質問における一問一答式の導入といったもろもろの改革を実施する、これは方向で進んでいます。これは議会からの新たな政治風土の確立を目指した動きと私は考えております。

私はこの中にありますが、仲間の議員諸兄の姿勢に心から敬意を表するものであります。市長の道理の政治とは、公平公正を旨とした政治であろうと理解します。市長みずからルールを守り、なるべく恣意性を排除、換言すれば、市長みずから自分の裁量権の範囲を狭

めるということであろうと思います。そうすることによって、私は合併後の笠間が新たな政治風土を醸成し、新生笠間の統一された共同体意識が確立するものと理解するものであります。そしてそれは調和のとれたまちづくりに寄与すると信じております。このことを市長が意識をしているかどうかはわかりませんが、市長の目に見えないまちづくりだと私は思っています。

そこで、それを踏まえ、3期に臨む基本的な考えを改めてお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 3期目に臨む基本的な考え方でございますが、私は8年間市長として仕事をさせていただいてまいりまして、日ごろの活動やそしてまた、今回の選挙戦を通じて、地域にはさまざまな課題があるということを改めて強く認識をしたところでございます。

今回の議会の中でもいろいろ質問がございますが、少子高齢化、人口減少という社会の中で、高齢者対策も必要でございますし、もちろん少子化対策も必要でありますし、人口減少に伴って、空き家、空き地がふえているというような現況もございますし、高齢者の移動手手段の確保やら、学校の統合、若い人の雇用の場、労働力の確保、さらには税収の確保、数を挙げたら本当に切りがないほどの多くの課題を今地方自治体は抱えている現況でございます。

そういう中で、私は今回、「少子高齢化・人口減少の社会への挑戦」というタイトルを選挙においては掲げさせて、これらのさまざまな課題に果敢に取り組みながら元気のある、安心である地域社会をつくっていききたいと、そういうことを訴えてまいりました。

施策については、三つの基本方針として、「人づくり、まちづくり、ものづくり」とこの三つの視点に立って今後の市政を担っていききたいということでございます。ちょっと長くなりますが、細かく申し上げますと、人づくりについては教育であったり、少子化対策であったり、健康都市づくりであったり、まちづくりについては駅周辺の活性化であったり、門前通り井筒屋の再整備であったり、三つ目のものづくりには企業誘致であったり、農業支援であったり、地場産業であったり、こういう課題に一つ一つ取り組んでいきたいというふうに考えております。

また一方で、縮小する今後の日本社会の中で、我々行政のサービスを持続的に継続していくためには、私はサービスと住民負担のあり方、こういうものについても抜本的に見直す時期に来ているのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ご答弁ありがとうございます。日本全国津々浦々、少子高齢化、時代の変わり目と申しますか、いろいろな課題がございます。ただ今市長の答弁にありま

すように、議会と一体となりまして、今後それに向かっていくことを期待するものであります。

市長は先ほど、みずから「冷たい」と言われているようなお話がございました。私も重ねて申し上げます。世間からは、市長は冷たい、情がないと言われることがしばしばございます。私も直接聞いております。これは多分私の解釈では、市長みずからなるべく恣意性、自分の判断ですか、それを公正公平に事柄を処するためにルールを厳格に守っている事柄からくる結果であろうと私は理解しております。自治体の合併は私の理解といたしましては、地縁、血縁といった共同体、簡単に言えば情型の村型共同体から契約やルールを中心とした都市型共同体の移行であろうと思います。ですからそのことを理解できない場合、情がないと、冷たいと評価はされる傾向がございます。

しかしながら、私はこう考えております。合併後の自治体は厳格なルールづくりをすることが優先順位の第1位にあると思っております。ですから、冷たい、情がないという評価はむしろ市長の勲章と考え、3期目を進めていただきたいと思っております。そうご期待申し上げます。1問目の質問を終わりにしたいと思います。

次に入ります。

2番目は市財政運営についてお尋ねいたします。

さて、合併後8年、この間市政においていろいろな事業を展開してまいりました。合併特例債を使った5億以上の大型案件を見ても、岩間中学校の施設整備事業約14億円、岩間駅周辺整備事業約23億、岩間駅東大通り線約8億3,000万、岩間八郷線5億2,000万、友部中学校大規模改造約8億、友部12号線9億2,000万、友部2級10号線5億2,000万、南友部平町線12億5,000万、友部池辺線で約5億5,000万、笠間学校給食センター整備事業に9億3,000万、大淵飯田線5億9,000万、来栖本戸線で12億、笠間小原線で6億となっております。また、その他の道路整備や学校の耐震化を含め、総額105億円を活用しております。

さらに今後、市立病院の建てかえ、友部、岩間の地域交流センターの事業を控えており、財政需要の要求はますます高まるばかりであります。合併特例債の活用する事業はご承知のとおり事業費の95%を借りることができ、将来支払われる元利償還金の70%を普通交付税によって措置されますが、しかし、35%は自主財源であります。将来、使い方によっては財政の硬直化を招く恐れがあります。幸い、当市においては、起債可能限度額約322億、対し121億円の借り入れを予定しております。起債可能限度額の約38%になっております。普通交付税はその年の総務省の地方財政計画によって変動があり、余り起債すると将来財政の硬直化を招き、その時々時代の要請によった政策の展開ができない恐れがあります。

起債可能上限額を設けることは大変賢明でありますし、その方向でぜひともこれから進めていただきたいと思いますと考えますが、ただ、気がかりなことが一つあります。地方交付税の合併算定替であります。平成28年度から始まる合併算定替によって普通交付税が段階的に縮減され、これは今後当市の財政を考える場合、大変なマイナス要因となります。

そこでお尋ねいたします。一つとして、改めて、合併算定替の定義と激変緩和措置後の財政見直しをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 合併算定替の財政見直しについて、お答えをさせていただきたいと思ひます。

ご承知のとおり、市町村合併に伴いまして、新といいますか、現笠間市を対象に考えますと、1市2町が合併した中での合併前のそれぞれ1市2町の交付税は10年間保証しますよという約束が、といいますか、保証があつて今日まで至つてきたわけでございます。

合併後10年から段階的に5年間その交付税額を減らしていきますよということが目前に迫つてきておるわけでございます。例えば現在の平成25年度の交付税で計算いたしますと、25年度は61億5,000万の交付税措置がございましたが、この国の合併算定替の定義によりまして減額となりますと、32年にはそれが47億2,000万、あくまでも想定でございますが、そのくらい減額になって減額幅が約14億強ということになるわけでございまして、これは合併した市町村すべてが対象になるわけでございます。

このような急激な交付税の減額が仮に行われることが現実となってきますと、我々この笠間市も含めて、全国の自治体においてはとても行政サービスが維持できないという声が大分上がりました。私ども笠間市といたしましても、県内の合併した市町村とこの連携について、今後国に弾力的な運用をということで働きかけてきた経緯がございまして、国の方もその辺は財政需要を見直し等において合併した市町村は必ずしも効率的に行政運営できるものばかりではないと、この合併算定替の考え方も少し弾力的に考えていこうということで、今年度から交付税で一部算定される見込みになってきた経緯がございまして、こういう経緯の中で今後財政を確保しながら、行政サービスをしっかり行っていくということは大変厳しい側面がございまして、さまざまな角度から検討して対応していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ただいま答弁いただきました。資料に、合併算定替、平成28年からの5年間の削減額のシミュレーションの表を、いつだったか議会に提出させていただきました。大体5年間で50億、年間10億の削減になります。合併特例債を使った今までの事業は105億でございますので、年平均13億、ところが、平成28年から毎年、国の方針、今の市長のお話では、国の方針で多少塩加減はいただけるような形にはなるとは思ひますが、今の状態で推移すると大体10億ずつ減額になります。平均で。そうしますと、大体合併特例債で実施してまいりました事業分が我々できなくなるということなんですね。これは極めて厳しい状況であろうと思ひます。極めて統制のとれた、将来を見越した財政運営をしないと、10年後には厳しい状況がまいつて来るのではないかと危惧するところであります。

普通交付税が段階的に縮減されますので、それならしからばこれから税収を上げる方策は何かないか。それで激変緩和措置後の財政見通しといたしまして、新たな財源確保の見通しについてどのような展望があるかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 先ほど私の財政見通しの中で説明不足があったのかなと思います。もう一度、例えば具体的に金額についてご説明をさせていただきたいと思います。

今26年でございますが、平成25年度ベースで合併算定替が始まる平成28年度については約1.5億減、25年度に対して。29年度は約4億強減、平成30年度は25年度比で7億減と、そういうベースで減っていくというようなことでございまして、5年間でトータル25年度対比14億3,000万減額されるということでございます。

そういう中で、行政運営をしていく最大の課題は、やはりいかに収入を確保していくかということになるわけでございます。収入の確保ということになると、なかなか打ち出の小づちは持っていないのが現状でございまして、もちろん歳出の削減ということは当然前提に立ちながら、収入の確保の努力をしていきたいというふうに思っております。

まず、一つには企業の誘致でございまして。これらについても、各議員の方々からも質問がございましたが、企業の誘致について我々としてはしっかり行っていきたいというふうに思っております。

それとあわせて、私としてはこの地域の地場の産業、そういうものの育成、そういうことも将来的には税収の確保につながっていくのではないかなと思っております。地場の産業といいますと焼き物もございまして、かなり減少はしましたけれども、最近またニーズが高まってきた石材業もしかりでございまして、これからの成長産業と言われている農業の育成、こういうこともそれぞれの産業の育成をしていくことによって、税収の拡大を目指していきたいというふうに思っております。

それともう1点、最近国におきましては、今までの単なる補助金ではなくて、市町村の創意工夫により積極的な取り組みをやる自治体に対して交付金なり補助金を出しますよと、そういう取り組みといいますか、傾向が強くなってきております。我々としてもいろいろな国のメニューがございまして、そういうものの中で笠間市で必要なものに対して積極的に提案をしていって、そういう補助金なり交付金を活用していきたいというふうに思っております。

今回の地域クラウドモデルなんかもその一つであるわけでございまして、話としては結局返還することになりましたが、井筒屋の再生事業の5,000万なんかもそういうことであるわけでございまして、国はどちらかというと、県を通してというよりも市町村にそういう形で示して市町村の創意工夫を競争させると、そういう傾向が強くなっておりますので、

我々としてはそういうものも活用していきたいと。

そして今議員からあった合併特例債、これについても合併特例債ありきではございませんが、事業によって合併特例債を使うことによって財政運営上有利だということについては、合併特例債の活用をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ご答弁ありがとうございます。私、間違ったかどうかわかりませんが、合併算定替による影響額ということで、財政課資料といたしまして、平成28年度1.4億円のマイナス、平成29年度4.3億円のマイナス、平成30年度7.1億円、平成31年度9億、平成32年度12億9,000万、平成33年度14億3,000万というような資料を見て、合併後5年間で約50億ぐらい減るんじゃないかというお話をさせていただいたんですが、そういうことで、これは同じ認識ですが。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） そこに説明不足があったと思いますが、それは毎年それだけ減っていくというよりも、対25年度比でそれだけ減っていくのでトータル14億3,000万ということでございます。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） どうも済みません。理解力が悪くてそういう質問をしてしまいました。まことに申しわけございません。私としてはそういう読みをしてしまいましたものですから、トータルで50億というようなお話をさせていただきました。大変申しわけありません。

これから国の方としては直接事業費に対する補助金ということで、普通交付税よりもそういう形で補助金を出すという方向であるということでございますので、なるべく補助金をいただけるような事業を遂行していただければと思います。このことにつきましては、それで終わりにしたいと思います。

続いて、3番目の質問にさせていただきます。

これも広域行政の推進ということですが、これも財政が縮減される方向性があるので、あるいはこういう方向も考えられるのではないかとということで質問させていただきます。住民福祉の向上のために新たに財源を工夫する必要があると考えるのは当然であります。また経費を削減するというのも大きな仕事であろうと思います。行政改革を行うことによる一層の経常経費の縮減、そして行政の効率的な運営の観点から広域行政の推進について考える方向もあると思います。

現在、土浦、つくば両市で合併に向けた勉強会を始めたとの報道がありました。そこで市長は、県央行政の広域行政のあり方、またより広域の合併についての考えがあれば、お聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 合併と広域行政についてのご質問でございます。去年の暮れかことしの初めに新聞でつくば市と土浦市が合併の検討をスタートするというような記事が載った経緯があるかと思えます。私を含めて県内の首長にとっては非常に刺激的な報道であったというふうに思っております。

この県央地域に目を移しますと、県央地域では平成20年1月から県央地域の首長9市町村が集まって、首長同士でこれからの地方自治や広域行政がどうあるべきか、そしてまた、単独の市町村でやっているより広域で行政サービスをした方がより住民サービスにつながるのではないかと、そういうことを議論していこうということで県央首長懇話会が発足して今日に至っております。これまで広域行政として環境問題とか、さらには観光等を中心に取り組みをしてまいりました。ことしに入ってさらなる連携をとということで、国が提唱しているいわゆる定住自立圏構想、この構想の中で広域の行政ができないかという議論を現在行っておるところでございます。先般行いましたこの懇話会においては、広域交通やら、さらには保健、医療、福祉、こういう部分での広域の連携ができないかということで、今後勉強会をさらに深めていこうということになっております。

そういう中で、水戸市の高橋市長さんが周辺自治体との合併の勉強会を発足できればというようなことも最近報道等がされております。高橋市長さんのこの考え方に参加を意向している自治体もございます。笠間市についても、私のところに勉強会に参加をというような、どうでしょうかという依頼がございました。私は二つ返事でお断りをさせていただいた経緯がございます。

しかし、私は今後茨城県の中で県央地域が県都を中心と水戸市を中心とする県央地域が県政の中でしっかりとした位置を占めていくというのは大変重要なのではないかなというふうに思っております。ややもすると、新線TX関連の関係で、つくば地域の著しい発展が強調されておまして、この県央地域が何となく存在感が薄くなってきていると、そういうところもございますので、今後の茨城県全体の中での位置づけを高めていく必要があるというふうに思っております。

そういう意味では、私は合併には全く反対でございますが、さらなる広域行政の推進、そういうものはしっかり行っていきたいなというふうに思っております。例えば、例に挙げれば、医療とか、救急とか、消防とか、こういうものは広域で行っていったほうがより安全な行政サービスといいますか、効率的な行政サービスといいますか、そういうものができるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ありがとうございます。私も自治体合併には賛成しかねます。合併というものは大変な労力を要します。これは住民もそうでありまして、また、職員も

そうであります。先ほど申し上げましたように、地域間の風土、先進文化の違いというのは大きいものがございます。やっと新生笠間を8年をへまして、議会を含めましてようやくなじんできたかなというような状況で、新たな大きな枠組みの合併についてはいかがなものかと考えておりました。

土浦・つくば市の合併につきましても、つい最近の報道によりますと、市民はそれほど前向きでないという報道がございます。ただ、事業によつての広域化、合併と申しますか、それは経費削減のためには必要かなと考えるものでありますので、これも性急に進めるのではなくて、慎重な上にも慎重を重ねて進めていただきたいと思いますようお願い申し上げまして、この問題につきましても質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、教育行政について質問したいと思います。

今国会で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立する見通しであります。この法律の概要は詳細は省きますが、ご承知のとおり次のようになっております。地協教育行政にとって重要なところを読みますと、「教育行政の責任の明確化、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置く。新教育長は首長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行う」と。それと、総合教育会議の設置、大綱の策定であります。「首長は総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成されると。首長は総合教育会において、教育委員会と協議、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、教育の振興に関する施策の大綱の作成する」となっています。

教育基本法第17条は、条文は読みませんが、内容的には、国の方針に従い、地域の実情に応じた教育振興のための施策を講じることに努めるということであると思います。簡単に申しますと、教育に対する首長の権限が、影響が強くなるということでもあります。これは現在の教育委員会が事務局の提案する案を追認するだけではないか、教員など教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向がある。地域住民との接点がなく、住民から遠い存在になっていると。国や都道府県の意向に沿い、地域の実情に応じた施策を行う志向は必ずしも強くない。学校設置者の市町村に対して、教職員の帰属意識がないといった反省から改正されるものであります。

しかしながら、教育に求められる要件は、一つは政治的中立性、二つ目には継続性・安定性の確保であります。三つ目は地域住民の意向の反映であります。以上3点に要約されますが、詳しい中身は時間の関係上申し上げられませんが、要するに、個人の人格は精神にかかわる教育は一貫した方針をと安定的に行うこと、また、成果や結果も長期的に見ないと把握できない。そしてそのため、学校の運営方針や改善も先進的なものを求められるということがあります。まさに、教育は国家100年の大計であります。このたびの制度改正は市長の権限の強化を目指しております。今まで以上に市長の教育に対する姿勢が極めて重要になってきております。

そこでお尋ねいたします。教育行政全般に対する市長のお考えがいなかるものか、お尋ねいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 市村議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在の教育行政についてはいろいろな課題がございます。これは現在に限ったことではなくて、いつの世の時代にも教育にはいろいろな課題なり議論があつてしかるべきだというふうに思っております。私は、制度がどう変わることがあつても、教育行政に政治的な中立は必要だというふうに思っております。

そういう中で今回一つの課題になっております地方教育行政の中で、教育委員会制度が変えられる、変るといふことがいわれております。既に関連法案について、5月20日の衆議院で可決され、現在参議院で審議をされて、近日中に成立する見通しだというふうにいわれております。

現在の教育委員会をご承知のとおり首長が議会の同意を得て任命した5名の委員で構成されておまして、教育長は教育委員会が任命することになっております。この現行制度の中の一つの課題は、常勤の教育長よりも非常勤の教育委員長の方が組織上、教育委員会を代表する形になっているということが一つの課題だと思っております。

私は今回の教育制度の一つの見直しになった大津市のいじめの問題に関する教育委員会の対応が問題になって今回の制度の見直しになったわけでありましたが、新制度では、教育長と教育委員長が一つになって新教育長を置くことになっております。首長が議会の同意を得て任命することになるわけでございます。これにより教育員会会議の開催や審議事項を迅速かつ的確に判断できるものと、なるものというふうに私は期待をしております。そして新たに自治体の長が主催する総合教育会議を設置して、首長や教育委員会がこの会議でさまざまな教育の方針について議論をすると、そういうことになっております。

今の制度の中においては、なかなか教育委員会の教育委員と首長が公の場で教育についての議論をするというようなことがございませんので、今回の制度改正によって、総合教育会議という新たな場が設けられて、これがきちんと議事録が公開されてということは、私は大いに評価できるのではないかなと思っておりますし、ただ、この制度が変わったから全て今の教育のいろいろな課題が解決されるわけではございません。これらの点についてもやっぱり現場の先生とそれをつかさどる我々行政であつたり、教育委員会であつたりが常に一体的な連携の中で教育行政に対応していくことが必要なんではないかなと思っております。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。ちょうど時間が迫っておりますので、多少はしょって質問したいと思います。

ただいまの市長のお話を伺いまして、大変安心しました。教育ほど難しいものはないと思います。お金があればいいことができるとは限っておりませんし、金がなくてもいいことはできます。ただ、日本の発展は明治以来教育に多大な投資をしたから現在の日本があると私は考えております。そういうことで、慎重な上にも慎重を期して、新たな教育委員会制度と申しますか、そういうふうに市長は向かっていただきたいと思います。

教育に関しまして、もう1問、これはポイント的な質問をいたします。それは学力テストですね。学力テストの問題につきましては、結果を学校別に公表するかどうかというのは一番マスコミをにぎわしておりますと申しますか、載っております。市長としては、この学力テストの公表についてどのようにお考えになっていきますか、これもお尋ねしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 時間の関係もありますので、簡単に考え方を申し上げさせていただきます。

学力テストの公表については、これまでも笠間市の教育委員会の判断について、21年度より行ってきておりまして、25年度は県内では7市が公表をしております。その中で笠間市は、私は一番きめ細かく公表しているのではないかなと思っております。現在の教育委員会制度の中においては、決定権は私ではなく教育委員会に公表の決定権はございます。来年からはまた変ると思いますが、そういう中で、私としては、文科省の基本方針に基づいて公表を基本として検討していくべきではないかなと思っております。このことは教育委員会にもお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） これは文科省の平成26年度全国学力学習状況調査に関する実施要綱という資料が手元にございますが、この中で、はしょりますが、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を十分に配慮することが重要でありますということで、詳しく実施要項が載っております。この点について、市長は沿って行うということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと時間が9分ということで、次の質問にまいりたいと思います。

最後の項目であります。産業振興についてお尋ねしたいと思います。

まず、井筒屋周辺整備の中間報告と今後の整備方針について質問いたします。

旧笠間市は8万5,000石の城下町だったといっても、城下町の雰囲気を持つ景色や景観や建物はほとんど残っておりません。明治以降の町内の何度かの大火で焼失してしまい、残念ながら、城下町だった面影はありません。また、中途半端な発展により、統一された景

観もございません。ですから旧ホテル井筒屋さんの3階建ての建物は明治以降に建てられた建物であります。旧笠間市民にとってその思いは大変強いものがあります。いろいろな紆余曲折がありまして、所有者、議会のご理解のもと笠間の所有となり、観光笠間の新たな拠点となることは大変喜ばしいものと私は思っております。また、多くの市民が喜んでおります。

さて、このたび笠間稲荷神社周辺まちづくりの拠点整備計画という東京大学隈研吾教室による再整備計画が議会に提出されました。現地調査のため、3回の周辺リサーチ、市民意見調査のための2回にわたる市民ワークショップ、結果、すばらしいプランができたと思はれ、私は大いに喜んでおります。

実は、旧笠間市において、行政当局、商工会、町内会等により、何度か笠間稲荷神社の周辺の再生プランがつけられました。プランそのものはよかったです。そのいずれも諸般の事情により日の目を見ませんでした。ですから今回、ぜひとも実現をと願うのは私ばかりではございません。

そこで改めて問います。井筒屋周辺のより詳しい中間報告と今後の整備方針、スケジュールを示すことができればお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私はやっぱりこの笠間市の観光であったり中心街という位置づけで考えますと、稲荷神社周辺、またもうちょっと広い意味で言いますと井筒屋周辺も含めた地域のにぎわいを創出させるということは、観光笠間の、またあの地域の活性化の運命を左右すると、そのにぎわいを取り戻すということが今後の観光笠間の運命を左右するというふうに思っております。

そういう観点から、先般、議会にも、さらには地域にも笠間稲荷周辺まちづくり拠点再生整備計画の案をお示しさせていただいたところでございます。一つの案でございますので、あれが全てというわけではございません。市民各位、また議会、地域の方々、関係団体からいろいろな意見を取りまとめて最終決定していきたいなというふうに思っておりますし、その中であの整備をすべて市がやるということはちょっと難しいので、その中に民間事業者を導入していくということでの官民が行う事業の役割分担、そういうものもしっかり色づけをしていきたいなというふうに思っております。中に入っただけのような事業者を、今興味を示している事業者もおりますが、基本的にはあそこのコンセプトをしっかり理解していただける事業者と交渉を進めていきたいなと思っております。

それとあわせて、今整備をしております門前通りから旧井筒屋周辺の再整備というのは、一体的に考えて対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議会の全協でも申し上げましたが、今後運営主体をどうするんだとか、民間事業者でも

具体的にどうするんだ、どういう分野、いろいろな公共のさらなる中での施設整備はどうするんだとか、観光協会の事務所が位置づけされておりますが、あそこは一体だれが建てるんだとか、市が建てて貸すのかどうなのかとか、いろいろな課題がございますので、これをできるだけ早く整理をして、スピード感を持って、いつということは具体的には申し上げられませんが、できるだけ私の任期中にしっかりとした形が見えるように、私としては取り組んでいきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） あと持ち時間が4分を切りましたので、はしょって次の質問に入りたいと思います。

お手元に配りました笠間城のイラストがございます。これは学研で発売しております「歴史群像」という雑誌に載ったイラストでございます。現地を調査いたしまして、ある程度事実に近いイラストが描かれております。この雑誌で見ますと、笠間城は関ヶ原合戦時の東軍の拠点、西軍は水戸藩、水戸佐竹藩でございます。佐竹藩に対する備えとして徳川軍がつくった城で、ある意味では戦略的な拠点でございます。

きのう大貫議員が質問いたしました。大変私、心から喜んでおります。同士がいたなど。私、市会議員になった一つは、笠間城を生きている間につくりたいなということを思っております。笠間市民にとってはある意味ではロマンですね。佐白山の頂上に天守閣が建ちまして、規模から言っても、天守閣と申しましても、今農家にありますような犬小屋づくりと同じぐらいの金額でできるとは思いますが、あそこにライトに照らされた笠間城を見るのは、心から私、あれは私の仲間もおるんですが、願っているところでございます。

そこで、笠間城の今の現状、石垣がこの前の大震災によって崩落しております。その現状と修復のためにはいくらお金がかかるかお尋ねしたいと思います。多分答弁の間に時間が来てしまいますので、これが最後になるとと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 笠間城の修復と現状について申し上げたいと思います。議員おっしゃるとおり、東日本大震災で石垣が崩落したままで、現在も立入禁止となっている状況でございます。今年度は崩落石垣部分の詳細な測量調査と崩落拡大防止のための応急的な処置を行い、石垣までの立ち入り禁止を解除をしたいというふうに考えております。今年度の予算については、石垣の応急措置としての費用とそれらに伴う専門の人員費含めて、総額1,200ほどの予算を確保しておる状況でございます。

笠間の、ある意味関東にまれな山城でございますので、長期的な視野の中でこれが復元できれば私もいいなと強く思っておる1人でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 市村君。

○21番（市村博之君） ありがとうございます。終わります。

○市長（山口伸樹君） 議長、訂正。

○議長（小藺江一三君） 山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 大変申しわけございませんでした。合併算定替による減額でございますが、28年度から合併の算定替、減額が始まりまして、6年目の平成33年度には25年度に比較して14億円減ですね、6年目に。トータルすると議員おっしゃるとおり50億というところでございます。失礼しました。

○議長（小藺江一三君） 市村博之君の質問を終わります。

休憩をいたします。2時30分より再開いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

11番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木裕士君） 議席番号11番鈴木裕士です。ただいまから通告に従って一問一答方式において質問を行います。よろしく願いいたします。

最初の質問は5年後か10年後になるかわかりませんが、私の身の上相談に近いものであります。なお、質問内容は一部のマスコミ報道に基づいている部分がありますので、これからの質問で人数が違っているかもわかりません。その場合は、答弁の中で指摘、訂正をお願いいたします。

質問の最初は、家族がちょっと目を離したすきに認知症の高齢者が家を出て行方不明となり、結果、鉄道事故を起こしたことによって鉄道会社から損害賠償を請求された旨の、名古屋だったかですね、高等裁判所判決が4月にあり、5月に報道されました。別な記事でありますけれども、平成25年において、認知症による行方不明者が全国で1万322人となり、そのうち約360名の方が発見されたときは死亡していたとのことであります。

裁判となった事故がマスコミの注目を浴びた理由といたしまして、一つとして、介護される側も、介護する側も、ともに91歳という超高齢者ながら介護することへの責任を問われたこと、二つ目として、認知症への個人での対応の難しさを挙げるができるかと思えます。

私もいつそのような事故の当事者になるかわからない、介護する側の当事者になるかわからないのであります。本人に自覚がないだけに、あのような事故を起こしたこと、それに91歳の連れ合いである介護責任を負わせるという判決には思わず見入ってしまった次第であります。

裁判結果の是非についてはこれから上級の裁判所の結果を待つことになるかと思えます

けれども、認知症の1年間の行方不明者が1万300人を超えるということは、1市町村当たり平均で5.7人になる計算であります。この笠間市では、行方不明者が発生したときは防災無線で情報提供を依頼していると思えますけれども、周りに遠慮してなのか、最近では防災無線で情報提供を依頼する放送がほとんど聞かれなくなりました。

そこで、最初の質問でありますけれども、笠間市では直近1年間で認知症で行方不明となり、捜索願が出た方は何人いたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、11番鈴木裕士議員の質問にお答えいたします。

笠間警察署に問い合わせしましたところ、直近1年間での捜索願を出されたことはありませんでした。ただ、平成22年度に該当者が1人おりました。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。①の質問を終わりにして、②の質問に入ります。

最近、長い間行方不明となっていた方がどこのだれであるかが判明したということが2件ほどマスコミ報道されました。そして、つい最近の新聞報道によりますと、警察庁発表の数字でありますけれども、届けがあった平成25年における認知症での行方不明者は茨城県で364名とのことであります。ただし、きのうの茨城新聞によりますと、市町村を対象とした県の調査では141名と半分にも満たない数字でありますけれども、いずれにしても、単純に平均しますと1市町村当たり8名あるいは3名と大きな数字になります。

一方、平成22年において、65歳以上での認知症有病者、いわゆる介護認定を受けてない方も含みますけれども、は全国で439万人と国は推計しており、65歳以上の方に占める割合は15%になるとのことです。しかも、65歳から69歳での発病者は1%ぐらい、にもかかわらず、年齢が加わるごとに急激に増加するとのことです。

そこで質問でありますけれども、笠間市では要介護の認定を受けている認知症の方はどれくらいになるのか、わかれば65歳未満の若年層と65歳以上に分類して答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護認定におきましては、認定審査会におきまして、医師の意見書等を認定調査の結果をもとに要介護度を判定しております。その中で、医師の意見書における認知症についての記載だけで介護度が決定されるわけではございませんが、医師の意見書の中の認知症高齢者の日常生活の自立度の判断基準によりますと、日常生活に支障をきたすような症状、行動等が頻繁で、常に介護を必要とすると判断される方は、要介護の認定を受けている方が2,507名いらっしゃるんですが、その中で391名いらっしゃいます。そのうち65歳以上の方は383名、65歳未満の方は8名という数字になっております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。先ほど述べました439万というこの数字を平均しますと、全国の数字を1市町村当たり平均しますと、2,500人になるということですが、その数字からいくと非常に少ないといえますか、それと先ほどの警察署の発表、それと県が各市町村に対して調査依頼した数字、この辺でも相当な開きがあるので、この辺の数字のとらえ方がまだ完全にできてないのかなという気がいたします。

とりあえず、これはその辺におきまして、②の質問を終わります、③の質問に移ります。

認知症の場合、身体の衰え、内臓疾患がなくて、一見健康に見える方が多いと思いますけれども、認知症だけの症状の場合、施設への入所が可能となるレベル、これはどのようなのか、よその病気と同じようなレベルで入所できるのかどうか、その辺の回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○11番（櫻井史晃君） 介護保険施設への入所に際しまして、認知症の有無での関連性ですが、特にございませんで、その方、認知症ですと自傷行為や暴力行為が見られたり、専門的な医療行為が必要な場合にはそもそも医療機関での治療というのが優先されますので、入所の判断については全ての総合的な判断で入所を決定するということになりますので、認知症だけというのはなかなか難しいところがございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。認知症の場合、一見何でもないように見られることから質問いたしました次第であります。ありがとうございます。

③の質問を終わります、④の質問に移ります。

介護施設は全国的に不十分との報道がなされております。ただいま答弁のありました要介護の認定を受けている方で、施設の入所資格がある中で、施設に入っている方は、要は全員施設に入っていることができるのかどうか、その辺についての回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 要介護1から5の認定を受けている方、先ほど言いましたように2,507名の方がいらっしゃいます。そのうち、介護保険施設に入所している方は672名ということになります。内訳としましては、特別養護老人ホームが316名、老人保健施設が343名、介護療養型医療施設が13名ということでございます。以上ですけれども、この中で特別養護老人ホームを除きますと、それなりの医療行為が必要ということがありますので、その点は特別養護老人ホームとは違うというようなことがあるかと思えます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。一口に認知症といいますが、記憶障害、あるいは年月や時刻、あるいは自分がどこにいるかわからなくなる見当識障害、理

解・判断力の障害、同じ物を買ってしまったり、料理を並行して進められないなど実行機能障害、感情表現障害、その他症状はいろいろあるようですけれども、いわゆるアルツハイマーといわれている、これは最初の記憶障害に当てはまるとのことです。

私の母親も生前、骨折で入院しましたですけれども、夜中に徘徊するので退院していただきたいという医院側の申し出を受け、思案に困った経験がありました。徘徊を伴う場合、家族の負担、責任は大変なこととなります。このような介護する側の方に対する相談体制はどのようになっているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 要介護認定を受けている場合にはケアマネジャーがそもそも対応して判断しているわけですが、その中で個別具体的な個々の家庭における要介護、家庭環境、その状況等を把握しまして、その相談に応じて対応するサービスを決定しているということです。ケアマネジャーの方で十分相談業務は行われているものと考えております。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 現在の相談体制は十分にできているという認識でよろしいわけですね。はい、ありがとうございました。

④の質問を終わりました、⑤の質問に移ります。

初めに例を出しましたように、老々介護のように、徘徊するにもかかわらず、希望しても施設に入れない場合が多いのではないかと考えてわけですけれども、笠間市の現在の状況から施設に入所するにはどれくらいの待ち時間が必要なのか、先ほどの回答の中から問題ないという感じは受けたんですけれども、実際に入所できる資格にありながら施設に入所できないと。これは地方だからということじゃなく、全般の問題としてとらえて回答をお願いしたいと思います。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 施設入所、特別養護老人ホームということで具体的にさせていただきますと思いますが、施設ごとの入所に際しましては、入所検討委員会というものを立ち上げてありまして、入所の必要性を判断しております。その入所できる順位というのは、空きがあったときに、早い者順ということではなくて、その待機状態の中、すべての人の中で一番優先状況が高い方に入所をしていただくということになっております。

現在、施設入所の中でそれぞれ300を超える方が入所しているということですが、特別養護老人ホームへの待機者ということでいいますと、76名の方が待機している状況がございます。その関係もありまして、今回特別養護老人ホームを誘致し、70床の施設整備ということで進めているわけでございます。ですので、入所希望したからいつぐらい待ったら入所できるのかというのは、その施設ごとによって、また人の必要度によって変わってくる場合がございますので、一概には申し上げられません。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ただいまの答弁についての質問でありますけれども、待機者70数名現在いらっしゃる。そうすると、この方の中で特に認知を伴って家族の介護がなかなか難しいというようなケースが発生すれば、大体同じようなレベルの方の場合、優先的に入らせてもらうというようなことはどうなのか。現実はこの場でオーケーですよと答弁は難しいかとは思いますが、その辺どうなのか。多少なりとも優先的な見方をしてもらえるのかどうか、その辺の回答をお願いします。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） そのときに相対的は比較になってしまうんですけれども、施設入所検討委員会の中での判断ということになります。その施設入所検討委員会の中には当然施設の中の施設長であったり、その中で介護員であるとか、委員がいるわけですが、笠間市の職員もその中には当然含まれて入所の検討委員会の中で意見を述べるようになっております。その中の優先順位としてそういう痴呆の状態が重くて、急変があるというようなことがあれば、その優先順位を市の関与のもとで意見を述べるということが出来ますので、その中での対応が図ればその中で入所していただけるものと考えます。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。⑥の質問へ移ります。

私の高校の先輩でプロ野球の選手になった方がいます。この方の奥さんは若いときから認知症になったということでありました。この先輩は監督としての道を半ばにして奥さんの介護のために野球現役の世界から遠ざかって、現在は地方のラジオ局で解説者として働いているようです。彼の場合は金銭的な蓄えが多分あったから、奥さんの介護に専念できたかと思えます。

認知症介護に関してもう一つ問題になるのは、介護する側が壮年であっても、場合によっては介護のために職を離れなければならないことでもあります。親1人、子1人で親が認知症になった場合は、共倒れなど、みじめな結果を招くこととなります。このように、介護する側の収入がない場合、あるいは少ない場合、公的な経済な支援はどのようなものがあるのか。介護される側が年金生活ということをして例にして答弁をお願いできれば幸いです。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護する側の収入がない場合の支援についてですが、現在特別な支援体制はございません。入所する場合の費用負担といえば、収入に応じての負担ということでございますので、その場合には前年度のことになってしまいますけれども、その応じた負担をしていただくことになっております。

また、在宅での高齢者を介護している方につきましては、介護用品の購入券の支給や介護慰労金というような制度も市では設けております。また、施設サービスを利用した場合であれば、食事代が別支払いにはなっておりますので、その部分の自己負担部分を軽減す

るというような制度もございますので、そちらの活用をお願いしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。（1）の現在の状況についての質問を終わりました、（2）予防と広報体制についての質問に移ります。

まず最初に、①の予防についての研修等についてであります。認知症を治療する、いわゆる何でもないもとの状態に戻すことは現在の医学では不可能と聞いたことがあります。そこで大切なことは、認知症を早く発見し、治療によってあるいは軽度な運動や食事を工夫するなどの生活改善によって、認知の進行を遅らせる療法に限定されるということであり、マスコミ報道や書籍によって特に最近広報されております。

そこで質問でありますけれども、笠間市の行政として、認知症予防に関する研修や知識の付与についての広報、認知症にならないための具体的活動、例えば認知症予防体操の実施とか普及、あるいは食事での注意の喚起等はどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 市では、認知症を理解していただきまして、地域で支援する地域づくりを目指しております。その中で認知症の方を温かく見守るという役割を担っていただきまして認知症サポーター養成講座を21年度から開催しております。昨年25年度につきましては102名の方に講習を受けていただきました。今までに686名の方がサポーターの認定を受けていただいております。

また、認知症についての理解を深めていただくために、市内の中学生や一般の方からの認知症に関する標語を募集しております。25年度につきましては792点の応募ということでございます。また、認知症に関する講演会を実施してございまして、その啓発も行っております。さらに介護関係の専門職に対しまして、認知症に対する勉強会を行いながら、具体的な対応について検討を進めているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 先ほど講演会という言葉が出ました。こういった講演会あるいは講習会ですね、こんなものを開いているわけですね。この応募状況といいますか、例えばよそは100名応募したのに50名しか来ないとか、あるいは120名来たとか、いろいろ行政としての反応状況というのがあるかと思っておりますけれども、その辺の市民の方々の反応状況、これについて何か資料がございましたら答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 講演会ですけれども、昨年11月30日に実施しました。友部公民館ですけれども、その中では一般の市民の方であるとか、福祉関係者200名の方に参加をしていただいているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） たくさん集まってもらうということに対しては、いろいろこれまでも工夫をされているかと思います。どんな集まりを招集してもなかなかこちらの思うように集まってもらえないというのが現実の問題じゃないかなと思いますけれども、集まってもらうための策と特に力を入れているということがありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 認知症に対する周知ということでは、これだけの高齢化が進んでいるということですので、高齢福祉課を中心として啓発事業においてその事業の集中的なPRということになっていくかと思います。また、ケアマネジャー等での対応で周知を図っていきたいということでは考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。①の質問を終わりにして、②の質問に移ります。

認知症の専門は精神神経科になるんじゃないかなと思われましてけれども、早期発見を可能とする医師の数ですね、県としてあるいは笠間市といいますか、水戸保健所管内として充足しているのかどうか。充足できていないとすれば、不足する医師の数はどのような状態なのか、何名ぐらい足りないのかというようなことですね、充足に対する取り組み姿勢、これはどのようなものがあるのか、答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 認知症に対する医師の充足数ということでは、そもそも基準となる定数という基準がございませんので、足りているのか足りていないのか申し述べられません。申しわけございません。

ただ、県内の認知症疾患医療センターというのは7カ所設けられております。その中で笠間市が一番近く、水戸医療圏の中ですけれども、石崎病院が提携ということになりますので、その中で認知症疾患医療連絡会議というものがございますので、地域包括センターの職員が参加して情報共有を図っているところでございます。

また、認知症の早期発見のための医師の充足ということで、県内の認知症サポート医ということで10名の方がいらっしゃいます。笠間市内で認知症の対応能力の向上という研修を受けていただいた中で、通常の診察の中で、先ほど言いました介護保険関係の認定の診断書の作成に当たっていただいたりしておりますので、その診断書が適切に記入できるようにと、適切な判断ができるようにということでの医師はそれなりに揃っている中で、現在の笠間市の介護保険が進んでいるという認識でおります。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 10名のサポート医、お医者さんがいらっしゃるということ、こ

の先生は認知症のサポート医ですよというような一般の市民の方への周知、この辺はできているんですか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在、ここのサポート医の名簿につきましては県のホームページの方で公開しております。市の方ではどの方がサポート医だという周知の方は行っておりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 個々の問題として、できれば市の広報なんかでも近隣のお医者さんの氏名を公表するなどしていただければなということをお願いいたします。

それと、認知症を判定するお医者さん、これは今定数はありませんという話でした。ただ、定数はないですけれども、現実には、私は認知症かどうか、あるいはうちの父ちゃんが認知症かどうか、こういった場合、お医者さんにかかろうと思ってすぐかかれる状態にあるのかどうか、その辺、市民の方からどうなっているんだよと声があるのかどうか、ないのか、その辺についての回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） そういう意味では、笠間市ではこころの医療センターという病院が市内にあるということがございますので、そういう意味では恵まれた場所に位置して医療環境は整っているのかなと思いますし、現在のところそういうようなことで、どこの医者にかかったほうがいいんだろうという問い合わせ、所管課にはないということですので、それなりに電話等の照会があれば、個々の病院というようにご紹介してきて、それで受診できて介護に要する診断書の作成がスムーズに行われていると判断しております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。福岡県大牟田市ですけれども、徘徊者が行方不明となった場合、メールを配信して市民全体での捜索体制をつくって、安心して徘徊ができる町となっているとの報道がありました。

また、お隣の石岡市では、希望する方にGPS機器を貸し出すとの報道がつい最近ありました。笠間市での徘徊者の捜索に関しての対応についてどうなのか。徘徊者が発生したことを想定しての訓練など、市民への協力要請体制、この辺はどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 行方不明の方が出たときの協力体制につきましては、基本的には家族の方の捜索願というものが警察に出されてからの対応ということになりますが、警察からの依頼によりまして、防災無線またはかさメールによりまして周知を行っております。目撃情報があったり、そういうことを行っているわけですが、実際に目撃情報があっ

た場合には、また人命に関する気候であったり、時間帯であったりというようなことも加味して、警察の方から消防団への協力要請というようなことでの対応となっております。

それに対して市の方で訓練ということ、議員の方からお話がありましたが、現在そのような訓練は行っておりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 再度の確認ですけれども、徘徊者が出た場合、かさメールを使うということは決まっていると判断してよろしいですね。

○福祉部長（櫻井史晃君） はい。

○11番（鈴木裕士君） わかりました。ありがとうございました。以上で、認知症に関する質問を終わります。農地・水環境保全活動についての質問に移ります。

最近、この制度も若干中身が改正されました。このような中、笠間市では、20を超える団体が協定を結び活動しております。私もそのうちの一つの団体の代表をして、笠間市と国、県の補助を受けて活動ができ、地域のきずなが大変高まったものと大変ありがたく、感謝いたしております。

そこで、質問の第1番目は現在協定を結んでいる団体の対象面積はどれくらいになり、笠間市における耕作面積に占める割合はどれくらいになるのか答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 11番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度までに笠間市と協定を結んでおります団体は21団体となっておりまして、協定面積にいたしますと776.6ヘクタールとなっております。これは平成25年農林水産関係市町村別統計の笠間市の田畑等の耕地面積5,290ヘクタールに対して14.68%となっております。

また、さらに平成26年度に7団体と協定の締結を予定してございまして、協定対象面積が206.1ヘクタールでございまして、合計いたしますと982.7ヘクタールとなりまして、割合にして18.57%となります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。26年度も新たに7団体と今答弁がありました。この制度、実際やってみて使う方にとっては非常に使い勝手のよい制度で、久々の農林水産省のヒット施策かなという気がいたします。

この制度は耕地整理を実施した地域に限定されておりますが、制度本体といいますか、国や県の発表では畑地もその対象としております。にもかかわらず、笠間市では畑地は対象外としております。この理由は何によるものなのか答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保君。

○産業経済部長（神保一徳君） これまで畑地を対象外とした理由でございます。これまで笠間市では、水路やため池等があり、畑地よりも農業施設の維持管理に負担が大きい水

田を優先して、事業の推進及び周知を図りながら進めてきたところでございますが、畑地については比較的維持管理が必要な施設等が少なく、取り組む活動も用水路等の管理の必要が低いなど、対象となる活動が限定されやすいために対象外としてきたところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 今、米は全般的に価格が低下傾向にありますけれども、畑作も予想収入が安定しているということもありまして、水田の耕作放棄地、これはさほど多くない。これは市内全般の傾向かと思えます。また、耕地整理が行われている畑地は市内を見渡してもそう多くないように思っておりますが、私の住んでいる上郷地域は畑地の大部分も耕地整理を実施しております。

一方で、高齢化や土地の所有者の地域離れ、それに一区画当たりの面積が狭いことから、畑地での耕作放棄地が目立ち荒廃が進んでいる状態であります。

そこで、畑地も農地・水の活動対象に加えるべきと提案を兼ねて質問をいたしますけれども、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保君。

○産業経済部長（神保一徳君） 本制度は昨年度まで農地・水保全管理支払交付金として将来にわたり農業、農村の基盤を支え、環境の構造を図る活動に対して交付金としていた制度でございますものが、平成26年度から多面的機能支払交付金というものに制度変更となりまして、農業農村の多面的機能支払い交付金というものに制度変更となりまして、農業農村の多面的機能を発揮するための地域活動を支援する交付金となりました。

この新制度への見直しによりまして、笠間市といたしましても耕作放棄地を解消し、また新たな耕作放棄地の発生を防止する観点からも地域で耕作放棄地の解消に取り組む計画が策定されまして、水田も畑地も一体的な取り組みをご希望される団体に対しましては、畑地も活動の対象としてまいりたいと考えてございます。つきましては、本年8月ごろに畑地まで含めた事業の要望調査を実施いたしまして、翌年度からの実施に向けて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。ただいまの回答をいただきまして、この件に関してこれ以上の質問はありません。ありがとうございます。私どもも精一杯やっていく予定でおりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

それから、三つ目の質問に移ります。道路の里親制度についてでございます。

まず、(1)の現状と協定団体数の増加に関する質問で、①の団体数の現状についてであります。笠間市では、500メートル以上の道路について、清掃、除草、保全、美化、これを年3回以上実施する団体について、市と協定を結ぶことによって年3万円を限度に支給する里親制度を設けております。

一方、茨城県も同じような制度を設けており、水戸土木事務所管内での登録団体は水戸市が2団体、小美玉市4団体、茨城町3団体、大洗町2団体、そして笠間市が5団体となって笠間市が一番多くなっており、自分たちの環境を自分たちで守るという考え、それに環境向上に対する皆さんの前向きな態度が伺え、心強く思っております。

そこで質問でありますけれども、笠間市と里親制度について協定を締結している団体の数はどのようなものなのか、笠間地区、友部地区、岩間地区に分けてその数を、また最近5年間で新たに協定を締結した団体数はいかにほどになるのか回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 11番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

笠間市では、平成25年度末で34団体と道路里親の協定を締結をしているところでございます。地区別の内訳でございますが、笠間地区が14団体、友部地区が2団体、岩間地区が18団体となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。続いて、②の質問でありますけれども、この道路里親制度、大変よい制度と考えているのでありますけれども、協定締結団体数、これの増加策ですね、これはどのようなことを行っているのか答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいま現在、道路里親制度の市民への周知といたしましては、各種の懇談会や地域への直接的な呼びかけ、また、市のホームページや広報紙への掲載を行っているところでございます。平成26年度におきましても、新規に4団体の参加を予定しているところでございます。今後もより一層の住民参画の道路環境づくりを推進するために、各区や団体へのPR活動を徹底して、協定団体の増加に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 先ほどの回答で、友部地区が2団体と、人口、面積から見ても非常に少ないように感じます。一方で、旧友部地区を回ってみますと、仁古田周辺の県道、あるいは宍戸地区の歴史民俗資料館ですね、あれから西側へ延びる県道、あるいは岩間街道に並行して走る旭町の市道、こういった所はよそにないくらいにきれいに手入れがされていると。旧友部地区でもこういった見事な場所が何か所かあります。

環境美化ということに関しては、大変関心が深いんじゃないかなと感じておりますので、この制度があるということの理解ができてないんじゃないかなという気もいたします。ただ、今例を挙げました岩間街道に並行して走る旭町の市道、これは個人の方が1人か2人でやっているということをごらんと聞いたこともありますので、こういう場合は団体を設

立する対象になりませんですけども、こういった団体を設立すればこういった補助があるんだよということの働きかけが不足しているんじゃないかなという気がいたします。

そういったことから、市の職員が各地区にいると思われれます。市職員が活動の中核あるいは発起人になるような働きかけを行うのも一つの策だと思いますけれども、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問にありますように、市職員につきましては各地域に在駐しております。現に、市職員が里親の中心になっている団体もございしますので、市職員の働きかけは有効な増加策と考えております。今後につきましても友部地区にこだわらず、推進してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。積極的な働きかけと効果を期待したいと思います。

続いて、③の質問に入りますけれども、この制度はあくまでもボランティア精神に基づくものでありましようが、県の里親制度では用具や消耗品の支給、それに損害保険料の負担にとどまっており、笠間市の制度の方が活動する団体にとっては都合がよいように考えます。

また、別な角度から言いますと、年3回以上、500メートルという同じ条件で専門の業者に委託すれば、もっとはるかに多額な費用が発生するものと思われれます。支給額をふやすべきとも思いますけれども、どのように考えるのか答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、現在笠間市の道路里親制度実施要項の第5条の規定によりまして、各道路里親団体に対しまして、報償費を年間3万円支出している状況でございます。この要項を制定いたしました背景といたしましては、増加していきます道路維持の管理費の節減効果及び地域への愛着心の向上に期待をしたものでございます。

議員ご質問の報償費の増加につきましては、各地域におきましてボランティアでの道路除草をされている方々も数多くおりますので、現在のところ報償費の増額につきましては考えてございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 報償費の増額は考えてないということでありまして、500メートルの距離、これを年2回の除草と1回の清掃、これを業者へ委託した場合おおよその見積額、これはどのくらいになりますかね。また、協定団体数の増加を図る上からも増額が必要と考えますけれども、考え直す余地はないものか答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問の業者へ委託した場合でございますけれども、例に挙げますと、500メートルの草刈りを、清掃は別にいたしまして、幅1メートルとした場合には面積は500平米となります。処分費を含めまして約10万円程度の委託料となり、年に2回実施している場合は20万円となる状況でございます。

現在の報償額は3万円でございますが、除草委託をした場合の差額につきましては大きいものがございますが、道路里親制度の目的は住民と行政が協力して美しい潤いのある道路環境づくりを推進すること、道路愛護意識の向上を図ることを目的としていることから、今のところ見直しは考えてございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 残念でございますが、見積もり額は私が想像した以上に大きな額です。協働のまちづくりの観点からただいまの回答で了承することといたします。

続いて、④の質問に移ります。

茨城県は県道の除草を行っておりますけれども、最近では財政難の影響もあるようで、県道法面の除草幅を少なくしております。つまり法面の幅が1メートルあったとしても、60センチぐらいしか草刈りをしておりません。この結果、草刈りの対象外となった部分に生えている、残った草や木、これがかえって勢いを増して、せっかくの除草効果を半減させてしまっております。このようなことから県道であっても市の里親制度の対象に加え、細かい手入れをすべきと考えているのでありますけれども、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在茨城県が管理しております笠間市内の県道は22路線ございまして、年々維持管理費が増加しております。除草につきましても、当初除草幅2メートルを徐々に削減し現在は50センチになるほど苦慮していると聞いております。

県道の除草につきましても、笠間市の道路里親制度を適用できないかのご質問でございますけれども、道路の明確な管理区分の観点から、茨城県の道路里親制度の加入が適切かと思われまます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 縦割り行政というもの聞きますけれども、このケースは横割り行政の見本のような事例であります。県道わきの除草、これは県が行うという考え方が最近住民の間に定着しちゃっているんです。このために従来は県道に隣接している耕作者、この方たちが大体除草を行っていたんでありますけれども、県がここ何十年近くになるかと思っておりますけれども、県がやるようになって逆にその耕作者がほとんど法面までは手を出さなくなったというケースになっております。このために、最初は県の方も法面を全部除草していた。ところがここ二、三年前から先ほど答弁ありましたように、幅が狭くなっちゃった。残ったやつは昔なら当然隣接の耕作者が除草すべきなんですけれども、それもや

らない。こういったことで非常に困っている状態があります。今後、県の方と話し合うような機会があれば、この辺の実情というものもよく訴えていただければと思っております。

質問を続けて⑤に移ります。

私は以前、友部駅北口、お手元に配付した質問通告一覧では、友部駅西口となっておりますけれども、これ、北口ですね。北口は南友部にあるので、南友部にある出口を北口とはなかなか言いづらいので、つい西口という表現をしてしまうので、失礼いたしました。

北口の広場、道路の除草について一般質問をいたしました。つくったはよいけれども、ほとんど手入れされない状態を憂いての質問で、私はネグレクト、無視することと表現いたしました。友部駅北口は質問直後は手入れが行われて以前よりは若干よくなりましたけれども、今でも宿根草やクローバーなどの雑草が繁茂して決して満足できる状態ではありません。この友部駅北口だけでなく、岩間駅東口広場や新しくできた道路など、里親制度の条件には合致しない部分がありますけれども、場所、実施回数、条件、こういったものを提示して実施団体を募集してはどうなのでしょう。そうすればもっと協定団体数がふえると同時に、きめ細やかな手入れができ、協働のまちづくりができるものと考えます。執行部の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ご質問のありました友部駅北口の空き地につきましては、笠間市が管理をいたします市有地でございます。景観に配慮しまして現在のところ年に2回除草業務をいたしているところでございます。また、同地につきましては友部駅周辺整備計画によります事業が予定されておりますエリアでございますので、今後事業に着手するまでの期間、地元管理や一般公募を含めてどのように管理をしていくのかは経済的また効率的であるかを精査してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。先ほど述べましたところの医療センターから岩間支所へ延びる道路、この道路なんかもやっちはいるんでしょうけれども、まだまだ不十分な手入れ状態だなという気もいたします。こういったことで、今後の十分な管理、これを要望いたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

休憩をいたします。3時30分より再開いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

20番大関久義君の発言を許可いたします。

○20番（大関久義君） 20番大関久義です。通告に従い、これより一般質問を行います。

質問は一問一答方式で行いますので、執行部の答弁よろしくお願いたします。

質問は、笠間市の防犯活動について、2番目に子ども・子育て支援新制度について、3番目に友部地区の歩道整備についての3点を質問いたします。

まず初めに、笠間市の防犯活動についてお伺いたします。

笠間市の防犯活動の中で一番大きな組織は防犯連絡員協議会の組織であると思います。各地域で構成され、笠間・友部・岩間の3地区に分けられておるようであり、それは各小学校単位に、またその下には班の組織があり活動をされておりますが、その組織について、構成について、具体的にお伺いたします。

また、笠間地区では平成27年度の学校の統廃合に伴い、その組織が変ってくるのではと思われるのですが、どのようになるのかあわせてお伺いたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 20番大関議員のご質問にお答えいたします。

笠間市防犯連絡員協議会の構成につきましては、笠間・友部・岩間の3支部に分けまして各小学校単位で14分会として構成されております。その分会はさらに隣接する行政区ごとに56班499名で構成をされております。

また、学校の統廃合による防犯連絡員の構成はどうなるのかとのご質問でございますが、小学校単位の分会については、当面の間状況を見極めるため、現構成のままでいく予定であります。また、班構成につきましても、通学路の関係を見極め、当分様子を見ていきたいと思っております。そこで見直しの必要性が出てくれば、防犯連絡員会議の中で見直しを含めて検討をしていく考えでございます。以上であります。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 防犯連絡員の全体の数は現在499名とのことであり、笠間警察署長より委嘱を受けて活動されているところであります。笠間・友部・岩間の3地区で分会あるいは班として、班を中心とした形の中で地域の防犯に携わっており、地域での重要な防犯活動をなされております。

また、その中で青色パトロールを実施されているところもありますが、笠間市全体での実施数をお伺いたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田君。

○市民生活部長（山田千宏君） 各地域の防犯連絡員の中の青色パトロールを実施している数についてですけれども、笠間地区6班、友部地区7班、岩間地区8班の21地域になります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 大関君。

○20番（大関久義君） また、防犯パトロールは自警団でも実施されておられると思いますが、自警団である防犯ボランティア団体で青色パトロールを実施されている団体はどのくらいあるのか重ねてお伺いたします。

また、笠間市で所有されている青色パトロールの車は何台あるのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田君。

○市民生活部長（山田千宏君） 防犯ボランティア団体という言葉で統一をさせていただきたいと思います。防犯ボランティア団体は市内に32団体あります。地区別では、笠間地区が8団体、友部地区が11団体、岩間地区が13団体となっております。

また、市用車で青色防犯パトロールを実施している団体は防犯連絡員が4団体、防犯ボランティアが4団体の8団体となっております。青色パトロールができる車の登録台数は14団体で、その内訳は自家用車が11台、商用車が3台であります。それから市で所有している青色パトロール車については、白黒ツートンの青色パトロール車、本所に2台、笠間・岩間支所に各1台の4台であります。本所にある2台のうち、1台は民間交番「あさひ」のパトロール車として使っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 笠間市で所有のツートンカラーのパトロールカーに似ている青色パトロールカーであります。これは4台、うち1台は今言ったように「あさひ」ですか、民間交番のところに1台使っているの、実際には地域の防犯連絡員の中で使えるのは3台ということであり、そういうことから防犯パトロールで使えるのは限られておりますので、ほとんどの防犯連絡員の方たちや自警団である防犯ボランティアの方たちは私用車でパトロールをされております。市内で青色パトロールを私用車でされている団体の数は、先ほど答弁ありましたように、8団体であるとのことであり、私用車の青色パトロール車は14台が登録されているとのことであり、防犯連絡員あるいは防犯ボランティアの方たちは14台のパトロール車すべてが自己所有の私用車であり、年間を通してそれぞれの地域で私用車の青色パトロール車で活動をされているのが実情であります。

その1年間のパトロールによる私用車のガソリン代も自費で負担しながら賄っており、笠間市の行政からは支給されていないと伺っております。この件について、担当の行政側ではどのようにとらえ、また考えているのか、お伺いいたしたいと思います。1年間でのガソリン代の負担も大変であると思います。全ての物事をボランティアだけで任せるのはボランティアが長続きできなくなってしなうのではと思われま。人件費までとは申しませんので、ガソリン代の支給についてお聞きいたしますので、前向きのご答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田君。

○市民生活部長（山田千宏君） 現在、防犯ボランティア団体につきましては、安全な活動を推進するため、ボランティア団体であることがわかるようなオレンジ色の帽子とベストを貸与しております。また、自家用車を青色パトロールで利用する場合には青色回転灯の貸与を行っております。

先ほど質問がありましたガソリンの件ですけれども、現在のところ、防犯パトロール時

に車を利用する団体への補助については考えておりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関君。

○20番（大関久義君） 青色パトロール車を利用するには、講習を受けて講習の証書を持った方が青色パトロール車を運転できる、そういう仕組みになっておりますね。私は以前にも自警団である防犯ボランティアについて補助金をつけていただきたく、ここで質問をいたしました。しかし、現物支給での対応だけの回答でありました。補助金として支給をされない、できないということであるのならば、パトロールをした実績に応じて燃料費の部分だけでも支給を考えるべきだと私は思うのですが、続けてお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほども申しましたけれども、防犯パトロール時のガソリン代は現在のところ考えておりませんが、防犯活動というのは地域の見守り活動でありまして、地域コミュニティー活動の一環であります。今後、検討をしておりますコミュニティー活動の活性化を目指した助成事業の中で防犯活動の支援施策についても検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関君。

○20番（大関久義君） 検討をするということですが、今までずっと長年やってきておりますよね。地域の中で自分の車、専属で青色パトロールだけに使っている、そういう地域の方たちもいらっしゃいます。ですので、各地域防犯連絡員あるいは防犯ボランティアそして防災組織等々、笠間市内ではつくられております。これら、笠間市にとって地域の安心・安全を担っている大切な組織であると思います。笠間市と地域をつなぐ大事な組織でありますので、この組織がこれからももっと充実するためにも、ぜひとも予算化をお願いするものであります。考えるということですので、期待を申し上げ、この件の質問は終わりにして、次の質問に入ります。

次に、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。

平成27年4月に始まる保育・養育・教育の新制度で政府は、5月22日に利用者の負担額や事業者には払われるサービスごとの「公定価格」の案を公表されたとのことであるが、導入に伴うそれら新制度の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 公定価格へのご質問ということですのでよろしいでしょうか。

国の方で示しました公定価格につきましては、新たな新制度の中で、私立の施設、幼稚園、保育所、認定子ども園が運営した場合に国、県、市から支払われる子ども1人当たりの運営費のことです。この公定価格につきましては、去る6月4日の会議におきまして国で仮単価というようなものを示しまして、その中で定数に応じました計算式や地域別のものを示しております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） それらが示された中で、子ども・子育て支援の新制度は消費税増税を元手にした社会保障充実の目玉であるとのことではありますが、具体的にお聞きいたします。財源はどの程度笠間市で見込まれるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 新制度の財源というのは今議員がおっしゃいましたとおり、消費税率のアップということでございます。国では0.7兆円程度ということですが、現在試算をしたいところでございますが、示されました公定価格は仮単価ということでございます。

各施設、保育所もそうですけれども、定数によりまして金額が変わると。幼稚園につきましては、この制度に移行するかどうかということも含めて未確定ですので、申しわけございませんが、現在のところ財源につきましては精査ができませんので、お答えできないところでございます。

ただ、規模としまして、保育所の段階で言えば、現在負担している部分では5億4,000万ほど市の方で、国・県を合わせまして負担しておりますので、これは幼稚園は含まれておりません。ですので、これの倍以上のものが経費としては見込まれるのかなと想像はしますが、ただ申しわけありませんが、精査しておりませんので、具体的な数字というご理解ではなく、お願いしたいと思いません。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 新制度ということで、今度は幼稚園も現行である保育園と同じように制度が変わってくる。これは各幼稚園で選択できるということではありますが、ほとんどこの新制度に移行するんじゃないかなと想像がつかます。そこで、新制度では幼稚園の保育料も保護者の所得によってその保育料が変わってくるようではありますが、現行での幼稚園保育料との差額は生じてくるものなのか、安くなるのか、高くなってしまふのか、どうなのかお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 国より現在示されました利用者負担につきましては、現在公立・私立を含めまして、幼稚園の保育料から、議員もご承知のとおり月額幾らということで現在保護者が負担しているところ、最終的に幼稚園就園奨励金費ということで補助があって、年額のもの確定しておりますので、現在試算しております。幼稚園部分は学務の方で、保育所の方は子ども福祉課ということですが、その段階の中で各所得に応じて試算しておりますので、その金額の多寡につきまして、まだ試算が終わってない段階ですので公表できないところです。ただ、国は現在の基本的な額、全国的な調査を含めて調べた結果、現状よりは高くすることは考えてないということですので、そういうことで進められているんだろうというふうに理解はしております。

○議長（小園江一三君） 大関君。

○20番（大関久義君） 新制度に移行した場合に、幼稚園側が新制度を申請した場合、今まで幼稚園の場合は幼稚園の就園奨励費が出ております。これは高額の所得者は除かれておるんですが、幼稚園の就園奨励費、平均すると年間65万ぐらいだというふうに聞いております。これらが廃止となり、なくなるわけではありますが、保護者の保育料の負担額を平均した場合において、その保育料の負担額はどうなるのか、一番気になるところだと思いますので、それらについてお伺いします。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） これから新制度に移行しまして市が関与できる部分での利用者負担金の水準につきましては、今までの笠間市での少子化対策への水準等を見まして、市が決定できることになっておりますので、その中で子ども・子育て会議の中でも議論いただくことにはなりますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの階層ごと、人数ごと、それぞれまだ掌握されておられませんので、ここで具体的にお示しできないこと、まことに申しわけございませんが、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 一番気になるところじゃないかなと思うんですよ。幼稚園の就園奨励費が新制度に移行した場合はなくなる、若い子育て世代が年間、月額決まった金額で払っています。保育料をね。今度は所得によってそれらが何段階かに分かれてなってくるわけではありますが、就園奨励費が最後に、年度末に返ってくると、払っていた分から、先ほど申し上げました平均で65万ぐらいの還元があるというのと、安くなるわけですよ。それらが今度新制度移行後に高くなってしまっただけは何なんだと。新聞の報道によりますと、高くはならないというようなことでありますが、新制度において保育の利用料は国が決めた上限額の範囲で各市町村が決める。上限より安くするケースが多く、差額は自治体が負担するとされているが、笠間市での今後の方針、計画について、どのようになっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小園江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 笠間市では、以前保育料につきましては、合併のところの格差を是正ということで統合したときの基本的なルールとして、少子化対策への補助ということで、総額的には35%の減額をしております。また、平成22年度におきまして、国の階層の増というところにおきましても、同じような考え方で保育料につきましては決定してまいりました。また、3年ごとにおきまして、次世代育成の計画を策定していく中で少子化対策のメインとして保育料の減額等もしておりますので、そういうような考え方は踏襲した中で子ども・子育て会議に諮りながら、笠間市のそういう部分を生かして検討していただくことになると思います。ただ、その金額の多寡が、先ほど申しましたように、国の基準からどれぐらいが適当なのかということは、いろいろな議論を含めた中で決定してまい

りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 35%減額をしている、これは保育料の現在のものだと思います。それも幼稚園の部分もそういうようにしていきたいというようなことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから今定例会において、条例の一部改正がございました。笠間市保育料審議会条例が廃止される予定であります、新制度移行に当たっての決定機関はどのようにされるのかお伺ひしたいと思ひます。条例改正の提案理由は、本案は子ども・子育て支援新制度の施策の審議とあわせ、幼稚園、保育所及び認定子ども園等の保育料について、一括して協議する必要があるため、条例の一部改正をするとともに、関連条例を廃止するものでありますということでもありますとされておりますが、この件についても具体的な答弁をお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在まで保育料の決定に当たりましては、今回ご提案させていただいております保育料審議会、廃止する予定ということでございますが、において市の案について一定のご意見を受けて市で決定しております。その決定した内容は規則で定めているところでございますが、今後同じように継承します子ども・子育て会議の中で保育料の案、幼稚園、保育所も含め、諮問答申という形で伺ひまして、市で定めていきたいと考えております。

ただ、新制度におきましては、保育所ばかりではなく、幼稚園等の利用者負担等も決定するということですので、条例によりまして保育料を決定させていただくようなことで検討しております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） わかりました。来年4月に始まる子ども・子育て支援新制度についても保護者への周知についてお伺ひしたいと思ひます。今後どのようにされているのかお伺ひします。5月26日付の第26の7号の広報かさま、お知らせ版ですが、において、笠間子ども・子育て会議の開催のお知らせの掲載がありました。第2回となるようですが、傍聴者の定員は10名、先着順となっており、実施日は6月13日、あしたですね、午後3時半から本庁舎の2階大会議室で開催されるようであります。そこで、前回での成果及び今後の予定等をあわせてお伺ひをいたします。また、保護者への説明や周知についてであります、この開催だけではなく、別に予定をされていることと思われませんが、どのように進められていくのかあわせてお伺ひをいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） まず、周知につきましてお答えさせていただきます。回覧等でもご報告させていただきましたが、市報6月号、現在各戸配布されている中で、子ども・

子育て支援制度がスタートしますというものを各戸配布させていただきました。その中で、議員がご質問の現制度から新しい制度へ移る手続等について、保護者の理解を深めるためにフローを使ってご説明をしています。

そのほか、ホームページにはこれの特集ということで一覧を設けておりますので、ごらんいただけるようになっているかと思えますし、また幼稚園につきましては、みずからのところで新制度に移行するかどうかの態度決定がございますので、その中では各幼稚園の方で利用者に十分説明していただく中で、理解を深めていただきたいと思いますし、また保育所につきましては、当然施設長の方からこの制度についてご説明をしていただきたいと思いますということで連絡体制をとっているところでございます。

また、今後新たに来年の4月、幼稚園であったり、認定子ども園、保育所等を利用される方がいらっしゃいますので、一番興味のある保育料等が確定しましたらば、それ以後各地区において利用の説明会を予定しております。各地区ということでございます。

今後の子ども・子育て会議の進行と傍聴の件でございますが、この次開きます会議につきましては、この制度によりまして、保育所、幼稚園等の制度移行とは別に、笠間市では条例をこの制度に伴いまして笠間市の決定権が多くなる条例につきまして、制度改正がございまして、その件についての報告、また今後の計画、そもそも子ども・子育て計画という支援計画がございまして、そちらの中身の検討に含まれます。一番興味のあるところの利用料につきましては、7月以降にお諮りしていくことになっております。

また、前回の子ども・子育て会議の傍聴につきましては、2名の方に傍聴していただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 先般、我々議員の全員協議会の中で子ども・子育て支援新制度についてということで配付がありました。子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイントということで配付がありました。この中で主なポイントとして四つ挙げられております。

1番目に、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付及び小規模保育等へ給付、地域型保育給付とします。

二つ目に、新制度における新たな幼保連携型認定子ども園については、認定子ども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とします。既存の幼稚園及び保育所から認定子ども園へ移行するかどうかは義務づけず、政策的に促進するものとします。幼保連携型認定子ども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとし、株式会社の参入は不可とします。

三つ目として、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業）の充実を図ります。

四つ目として、市町村は地域のニーズに基づき、計画を策定、給付事業を実施するものとし、国、都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えることとなっております、とされて

おりますが、四つ目の市町村は地域のニーズに基づき、計画を策定、給付事業を実施するもの、そして国、県は実施主体の市町村を重層的に支えるとあるが、この点について、笠間市ではどのように実施されていくのか、新制度のポイントについても含めてお伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 四つ目ということですのでけれども、その内容につきましては、現在子ども・子育て会議において検討していただいていることの中身になります。現在、ニーズ調査が終わりまして、現状のニーズを反映しました対応ができるように、施設であったり、サービス内容であったり、国や県と連携を図りまして、地域の実情に応じた笠間市独自の質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大ということと確保と子どもを産み育てやすい環境を整えるための子ども・子育て支援計画を策定すると、それで実現してまいりたいということで考えております。

また、先ほどのご質問でもお答えしましたが、今回の改正によりまして、今まで施設整備基準とか運営基準が国の要項等で定まっていたものを今回の法改正によりまして市が条例で定めることになりました。権限が拡大されることとなりますので、適正な指導運営によりまして、子育て環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） それから保育料についてお伺いしたいと思います。新制度後の保護者の負担率について、それぞれの段階的な試算はなされていないという答弁でありましたが、それぞれのものは新聞紙上では出されております。これは朝日新聞の5月23日付のものなのですが、段階的な試算はされていると私は思っておりますので、お伺いをしたいと思います。

それから、都市周辺と笠間市内の幼稚園の保育料は私は同じでないと思っております。新制度後は保護者の年収によって保育料が算定されてきます。幾つかの段階的に分かれるようではありますが、それらの年収ごとの試算はされているのかお伺いをしたいと思います。

また、保育所の保育料は現在8段階に分かれて保育料を設定されておりますが、新制度導入後の幼稚園の保育料は幾つの段階に分かれて設定されるのかお伺いたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 国で示された案につきましては、ご承知のとおりそれが利用者負担ということで基準になっていくものでございます。笠間市が現在試算が進行中だというのは、その階層ごとの加重平均としてどこの階層に何人いて、その方々がどれだけの、総体的には35%程度の低減になってはいますけれども、具体的にどれぐらいのものになっているのかという確認をする作業、また、新たな制度で、国の制度にあわせた場合にどれだけの負担になっていくのか、また、総体的な減額が適当なのか、それとも各階層ごとの減額が適当なのかと、そういう試算をしてみないと外に出すまでにはまだ時間が必要だと

ということですので、申しわけございません、国の示した基準によりまして現在試算中だということをご理解いただきたいと思います。

また、保護者の負担金につきましては、全国统一でございます。ですから東京も沖縄の方もこの基準によりまして、それが適切かどうか、自分の地域にとって適切かどうかということ判断していくわけですけれども、それはそれなりに笠間の状況で言えば、冒頭申し上げましたように、笠間の子育て支援の中で今まで培ってきました制度の踏襲というようなことも必要だろうと思っておりますので、その中であわせてこの次示す、7月には示せるかもわかりませんが、その中でご提示できればと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 先ほど来申し上げておりますが、朝日新聞の報道によると、新制度の上限額は認可保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定子ども園、小規模保育などで共通であると。それから保護者の所得で額は変わる。利用者が1日最長11時間、これは標準時間というようではありますが、上限額はほぼ現行どおりとする。そして最長8時間、短時間の利用では標準より1.7%ほど安くする。金額はこの年齢で二つの区分があり、多くの場合、ゼロから2歳を3歳以上より月3,000円高くする。高くするですよ。新制度では利用料が割高といわれる認可外の保育所や保育ママなども条件を満たせば認可制度に入れるようになる。多くの利用者で負担が軽くなるとみられる。また、幼稚園でも上限額は基本的に今と同程度とする。ただ、独自の幼児教育サービスなどの費用を別に徴収することができるなどの報道がされたところであります。

笠間市は新制度になってから保育料が高くなってしまったと言われぬように、また、若い子育て世代の方たちに笠間に住んでよかったと思われるように導入までの期間、協議、検討、ご努力をお願いしたいと思います。先ほども7月になれば大体の指針は示されるということでもあります。就園奨励費が、何回も言っているようですが、新制度に移行した場合にはなくなる。なくなった場合に、平均で65万も戻ってきたやつがなくなって、高止まりになるような設定はしないでほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 7月を目途にということでございます。私の方で答えたところですが、7月の頭にはいろいろな状況がありまして無理かなと思います。幼稚園、保育所等あわせて検討してまいりますので、慎重に行いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小藺江一三君） わかりました。以上で、子ども・子育て支援制度の質問は終わります。

次の質問に入ります。歩道整備について質問をいたします。友部地区の歩道整備について、友部駅周辺及び茨城県立中央病院周辺の歩道整備についてお伺いをいたします。

友部駅より中央病院までの通りは、ふれあい通りの名称で旧友部町のころより歩道の整備をされてこられました。また、この地域の商店街の方々もバリアフリー化に積極的に協力をしていただき、車いすで喫茶店に行くことができるようになっており、他の行政より注目を浴びている所であります。

しかし、震災後において、歩道のひび割れや段差などが生じており、車いすで利用されている方には早急の再整備が望まれております。この道路は県道でありますので県との協議が必要となりますが、歩道の再整備をするに当たり、車いすに優しいクッション性のあるラバーでの舗装整備をぜひ取り入れていただき、すばらしい歩道の再整備をお願いしたいものであります。お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの大関議員の友部地区の歩道整備でございますけれども、友部駅から県立中央病院、また、友部小学校までの最短経路であることから、通勤通学はもとより多くの方が利用する重要なルートと認識しているところでございます。

ご質問の道路は県が管理いたします県道友部内原線と都市計画道路の宿大沢線でございます。両側に現在は歩道が整備をされている状況でございます。

このようなことから、昨年度までに舗装の劣化や震災によりひび割れなどを一部改修しているところでございます。また、高齢者や車いすなどの利用者に優しい歩道整備を改修などにあわせて今後も県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 県に要望する以外には手はないんじゃないかなと思われませんが、県道であっても、市で財政を負担してもできるかもしれませんよね。ですので、要望を重ねてお願いをしていただきたいというふうに思っております。

また、この道路線は跨線橋、今度新しく笠間市の市民病院をつくる予定の方につながっている道路でもあります。あの道路の歩道と車道の段差が非常に大きくなっております。これらについて、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問の高架になっている部分かと思っております。確かに今現在、マウンドアップになっておりまして、高齢者にとっては非常に危険な、また通学路、児童にとっても非常に危険な道路と認識をしております。ガードレール等の防護柵もないため、非常に車道とのあれが接近しておりまして危険な状況でございますので、今後も県の方に安全対策等を含めまして予防対策をしていただきたいと要望してまいりたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） よろしくお願ひしたいと思ひます。また、あの周辺は今目まぐるしく発展している所であります。そしてまた、中央病院の近くも同じように段差があつ

て、中央病院の近くはフラットになってそんなに危険性はないのかなというふうに見てきました。県道でありますので、県の方に要望を辛抱強くお願いしたいというふうに思っております。

また、旧友部時代は、福祉のまち宣言をしております、先ほども申しましたが、あの通りはふれあい通りという名前がついているぐらいに人に優しい歩道、そういうものを目指してきたのではないかなと思いますので、歩道の整備、車いすに優しいものを採用していただければ幸いというふうに思っております。要望の方、よろしく願いをいたしまして、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす13日午前9時30分より全員協議会を開催いたしますので、ご参集ください。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛